

## 第2回城原川流域委員会

平成15年12月18日(木)

# 第2回城原川流域委員会

## 1. 開 会

事務局（中村） それでは、定刻になりましたので、第2回城原川流域委員会を開会させていただきます。

私は、国土交通省筑後川河川事務所長の中村でございます。事務局を担当させていただいております。

## 2. 挨拶

中村筑後川河川事務所長 本日は、何かと年末のご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、皆様には本委員会の運営に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本委員会では、城原川の整備についていろいろな面からご検討いただき、1年間を目途に意見書の取りまとめを行っていくよう考えております。委員の皆様方には毎回ご苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしく願いいたします。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

## 3. 委員紹介、連絡事項

事務局（竹下） 事務局よりご連絡申し上げます。

本日は坂本美須子委員が欠席となっておりますが、委員会規則第5条に基づきまして、委員会は成立をしております。

次に、連絡事項としまして、第1回の委員会議事録については、委員の方々にご確認いただいた後、ホームページにて公表しております。さらに、本流域委員会の公募審査会に関する資料につきましても、応募者にご確認した後、佐賀県河川砂防課、筑後川河川事務所、佐賀河川総合開発事務所の方で閲覧をしているところでございます。

なお、去る11月28日の九州地方整備局の事業評価監視委員会にて、城原川ダム建設事業は本流域委員会で検討中であることから、河川整備計画が策定されるまでの間、雨量、流量の基礎調査等に限って行うということで、当面継続という意見をいただいているところでございます。

それでは、議事に入ります前に、まず資料の確認からお願いしたいと思います。お手元に議事次第と書かれている資料 - 1、右肩に番号を振っております。それから、A4の1枚のペーパーで、話し合いルール（案）と書かれているペーパーがあるかと思います。それが資料 - 2でございます。それから、資料 - 3と書かれている城原川流域委員会での論点、住民の意見反映方法についてという資料。それから、A4の横のペーパーになっておりますが、資料 - 4と書かれている各委員からの意見要旨（案）。それから、城原川流域委員会の進め方（案）と書かれている資料 - 5。以上、資料 - 1から資料 - 5の内容でございます。それから、参考資料といたしまして、筑後川伝統技術に関する大百科を参考資料としてお配りしているところでございます。資料の不足等はございますでしょうか。もしありましたら、事務局に言っていただければと思います。

#### 4．委員長挨拶

事務局(竹下) それでは、資料 - 1の議事次第の方をごらんいただければと思います。4番の委員長挨拶といたしまして、委員長よりご挨拶をお願いいたします。

荒牧委員長 皆さん、こんにちは。前回、第1回は、事務局の説明と現地見学というところだけでしたけれども、今回から、論点について皆さん方にご提出いただきましたものを中心に、議論を本格的に始めるということになると思います。これから1年間という短い期間ですので、皆さん方の実のある議論を期待しております。

それでは、早速ですが、開始したいと思います。

事務局(竹下) それでは、5番の議事の方に移らせていただきたいと思います。

この後の進行につきましては、荒牧委員長にお願いしたいと思います。荒牧委員長、よろしくお願いいたします。

#### 5．議 事

##### (1) 委員会の“話し合いルール”について

荒牧委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、(1)委員会の“話し合いルール”についてというところをごらんください。この委員会の話し合いのルールにつきましては、1回目の議論が終わったときに、私の方に桑子委員の方から「話し合いのルールについて提案があるんだけど」ということがありました。「それでは第2回目の委員会で冒頭にそのことを議した上で始めてはいかがですか」というふうに申し上げまして、この最初のところに話し合いのルールについてとい

うご提案をいただくことにしました。それで、桑子委員から出していただいたものを中心に事務局の方でまとめてあります。事務局からちょっと説明をしていただいて、桑子先生にその趣旨とか、それから補足的なこともあると思いますので、お話しいただきたいと思っています。

それでは、事務局からお願いいたします。

事務局（竹下） それでは、事務局よりご説明いたします。

先ほど委員長からお話がありましたとおり、これにつきましては、桑子委員より話し合いルールの提案がございました。事務局といたしましても、今後の話し合いの上での基本となる事項でございますので、最初の議題として提示させていただいた次第でございます。

資料 - 2 をごらんください。城原川流域委員会での話し合いルール（案）と書かれている資料でございます。こちらは、桑子委員のご提案いただいた資料をもとに作成した案でございます。読み上げさせていただきます。

#### 城原川流域委員会での話し合いルール（案）

##### 三つの原則

自由で平等な発言の確保

創造的な討論

1年を目途に合意形成に向けた努力

##### 八つのルール

自由で対等な立場での発言を確保する。

特定個人や団体の批判は行わない。

参加者は立場を越えて議論する。

分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がける。

客観的な事実の認識と人の心情の理解とを区別し、また、その両方に配慮する。

その都度の委員会でまとめを必ず行い、合意された事項を確認する。

長期的に取り扱うものと短期的に取り扱うものを区別し、実現可能な提言を目指す。

多様な意見の存在を認めた上で創造的な話し合いを心がけ、意見の違いを超えて合意文書の作成を目指すとともに、合意形成された文書は全員の責任において確認する。

以上でございます。

この案は、基本的には桑子委員のご提案をおおむね踏襲しているところでございます。なお、桑子委員より、城原川流域の話し合いにふさわしい特色をというご提案もござい

ましたので、三つの原則の に、佐賀県知事からの強い要請があることや委員会規則などを踏まえまして、「1年間を目途に」という表現をつけ加えさせていただいたところでございます。

また、八つルールのごですが、既に第1回委員会で議事録をすべて公開することの確認がとれていること、また委員会審議にとって物理的に可能な作業等の観点から、若干表現の適正化を図っているところでございます。

さらに、八つのルールの につきましては、桑子委員案の冒頭に「プログラムづくり」という表現がございましたが、これにつきましては、定義が不明確になるおそれがあることや、既に委員会規則にて河川整備計画（案）の策定に当たっての意見聴取という目的が確認されていることから、割愛させていただいているところでございます。

あと、八つのルールの につきましては、桑子委員案で「意見の違い」という表現がございましたが、何に対しての意見の違いかが不明確であることから、冒頭に「多様な意見の存在を認めた上で」という補足をさせていただいたところでございます。

以上が事務局案でございます。これについて委員の皆様にご審議いただきたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、桑子委員のご提案している三つの原則、八つルールにつきましては、資料-3の6ページ、それぞれのページを右下または左下の方に連番でつけておりますが、その6ページでございます。

以上でございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

補足と趣旨説明を少ししていただければありがたいと思ひます。

桑子委員 桑子でございます。よろしくお願ひいたします。

委員会を進めるに当たってルールをつくったらどうかというご提案ですけれども、これは、既に流域整備計画をつくりました東京の多摩川の整備計画策定案のプロセスの中で、地域住民の方々が話し合いの進め方ということをも確認し合ってから話し合いを進めようということで取り決めたルールがあります。それを参考にさせていただいて、城原川流域委員会でもこういうルールを - ルールといいましても心得くらいの気持ちですけれども、お互いに確認し合ったらどうかという趣旨でご提案申し上げます。どれもある意味で当たり前のことなんですけれども、ただ、事務局からのご説明にもありましたように、城原川での私たちの仕事というのは1年をめぐりということでございますので、スケジュールを常に頭の中にきちんと置きながら、創造的で効率的な議論をすべきではないかということで、このような形でご提案させていただきました。

荒牧委員長 このことについて何か皆さん方ご意見はありませんでしょうか。

古賀委員 ルールを心得ということで説明されると大分落ちつくんですが、幾つか確認したいんですけども、  
、特定個人の批判は行わない、これは当然だと思います。それで、団体の批判というか、私個人はいろんなところで、例えば縦割り行政の弊害について苦言を呈しているわけですが、そういうところは に触れるんでしょうか。

荒牧委員長 先生、何かご意見はありませんでしょうか。

桑子委員 縦割り行政、行政の進め方に対する批判というのは、特定の批判ということには当たらないんじゃないかと思えますけれども、どここの事務所のこういう人たちはけしからんというような話はなるべく避けるということで、団体の批判は行わないという趣旨で書かせていただいたということをご理解いただければと思います。

古賀委員 ありがとうございます。

それで、もう一つあるんですが、  
、合意された事項を確認するというで、これはこれから議論することだろうと思うのですが、要は我々自身がそれこそ多様な意見を聞きながら学習するところも多いと思うんです。そうしますと、ずっと前に合意した事項が、少し気が変わって、ここをちょっとこうやって変えようかということにもなるかと思うのですが、そこら辺を少し穏やかにしていただけると、この合意というのが、結局は委員会の発展的な議論を妨げるという諸刃の剣的なところもありますので、そこをちょっと確認しておきたいと思います。

桑子委員 ご意見のとおりだと思います。話し合いを進めていく上で一つ問題になるのは議論の蒸し返しということですね。きちんと議論してあるのに、もう一度初めからやり直さなければいけないような事態は避けたいということです。ただ、「創造的に」ということを強調しておりますのは、今までの議論では少し不十分であったということであれば、当然それを検討し直すということは保障されるべきでありますので、そのような趣旨でご提案させていただいたわけです。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

益田委員 私も、先ほど古賀先生からご指摘がありました。桑子先生に二、三お尋ねをさせていただきたいと思います。

前もって桑子先生の意見書を拝読させていただきました。それで、私もその特定個人や団体の批判ということに重複するわけですが、他人の誹謗、中傷は論外でありますけれども、例えば公共事業の全体のあり方とか、そういった、例えばダムの問題であれば、どここのダムはどうだった、こうだったとか、あれは間違っただけではなかったかとか、そういう批判めいたことになったときに、いわゆる参考事例としてマイナス面の参考事例等を挙げた場合にそれが批判に当たるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。これが1点でございます。

それともう一点お伺いしておきますが、まとめてお伺いしておきます。いろいろな意見の違いはもちろんお認めになっておられるわけですが、 の意見の違いを超えて合意文書の作成を目指す、これも私は委員として当然の責務だと思っております。しかし、先生は最後のところで（多数決や両論併記は回避する）とお書きになっておられたですね。たしか今日いただいた資料にはこの点は省いてあるわけです。したがって、先生は、どうでしょうか。個人個人の意見の溝が埋まるように最大限の努力をするのは、これは当然なんです。でも、最終的にこれを両論併記は回避するというようなことは拘束されることになるわけですか、その辺をお伺いしておきます。

桑子委員 まず、特定ダムのあり方批判等ですね、これは先ほども申しあげましたように、個人や特定団体、特にその団体に属する個人の立場ですね、そういうものを誹謗、中傷するようなことは避けようということでありまして、ただ、表現として、ある人の言動や、あるいはある団体の行動であっても、それを一般的に論じることは可能であると思うんです。こういうタイプの発言や、あるいはこういうやり方というのは批判されるべきであるというような言い方を工夫していただいて、特定の個人といいますかね、お互いにけんかになるようなやり方は避けましょうということですよ。

それから、最後に書きましたのは、せっかく流域委員会ということで議論をするわけですので、この流域委員会が成功するかどうかは、この委員の方々が一致して同じ内容の文書に賛同できるかどうかということだと思えます。しばしばダム問題やそのほかの問題で最悪の事態と申しますと、それは多数決ないし両論併記、つまり流域委員会は最終的な結論を出さないで、事業の遂行者ですね、行政にすべてお任せするというようになってしまうことは、結局、流域委員会そのものが、論点の整理では役に立ったけれども、十分に行政の意思決定に反映できる結論を導き得なかったということになってしまいます。そこで、努力目標として合意文書、皆さんが合意できるような文書の作成を目指すということが大切だということです。ですから、表現を少し和らげれば、全員の責任において確認することを目指すぐらいでもよからうかと思えます。

益田委員 それでは、ここで確認をいたしておきたいと思いますが、この点については努力目標ということでご確認をいただけますか。

桑子委員 私はそれで結構だと思います。

荒牧委員長 よろしいですね。皆さんの合意としては、これは努力する目標であるというふうにしたいと思えます。

では、藤永さん、お願いいたします。

藤永委員 今、益田さんがおっしゃった質問と同じだったんですが、もう一つ、 に参加者は立場を越えて議論するという形で、あと括弧にいろいろ書いてありますけれども、

立場として、例えば私どもは公募委員という立場、あるいは町村からの推薦の立場ということはそういう中に入るんでしょうかね、どうでしょうかね。

桑子委員 もちろん、その立場を踏まえた発言というのはあってしかるべきであるというふうに思いますけれども、ただ、その立場に拘泥して、もう絶対譲らない、どんな意見が出て譲らないんだということになると、合意というのはそもそも成り立ちませんので、ですから、その辺は各委員の方々の責任においてきちんと立場を踏まえた責任もするし、あるいは皆さんはそれぞれ一市民ということでもあるわけですから、柔軟な対応をすべきであると、そういう趣旨でございます。

藤永委員 ありがとうございます。

荒牧委員長 ほかにどうぞお願いいたします。

七戸委員 七戸です。私の専門は法律なので、法律との関係で若干。

結論的に申し上げますと、この話し合いルールというのは、河川整備計画の策定のためにいろんな流域で行われているわけですが、多摩川の事例というのは非常に先進的で、これと同じようなタイプをやるとするのは日本の中でも先進的で、非常に画期的なことだと思います。結論的には賛成です。

それで、それとの関係で、もう先生方とってはいけないんでしょうか、今の皆様のお話の中でちょっと確認したいんですが、この委員会はもう一つルールがありまして、城原川流域委員会の規約の側です。つまり、資料 - 1 の裏側か何かですけれども、その目的の2条に、河川整備計画（案）の策定に当たり、16条の2の第3項に基づいてつくられている委員会であって、この目的を逸脱した場合には違法行為になります。

この委員会の性格については、私の提出がちょっとおくれたので事前には送付されなかったんですが、ちょっと誤植が多くて恐縮なんですけれども、今日のには添付されております。30ページの一番下の3、本委員会の性格のところをご参照ください。この16条の2の第3項によって設立された委員会というのは、河川に関して学識経験を有する者の意見を聴取する委員会であります。それで、ここに言う学識経験者とは何を指すかということ、第三者的な立場から当該計画の内容についてみずからの専門的知見をもとに評価を行うというものでありまして、専門的知見を有する学識経験者であって、なおかつ第三者的な立場で事例を評価しなければならないという縛りがかかっておりまして、それ以外の行動を行うことはできないということ認識された上で委員の方は委員の委嘱を受諾しておるわけです。これは、桑子先生がご提示された高次の道徳ルール以前の最低限の参加のルールでありまして、高次のルールに至る前の段階でございます。したがって、この段階での最低限のこの委員会の趣旨の限りで行動しておくことが前提でありまして、それ以上の高次のルールがここで提示されたら、こう理解すべきことだと思います。



それとの関連におきまして、31ページで確認しておきたいのですが、4の本委員会の法制度上の位置づけ、今申し上げたことですが、それに関して理解がどうも行き届いていないように思われるわけです。特に、委員にご就任された方々については、当然、今のご趣旨を理解された上で委嘱を受けているわけですがけれども、一般の方々とか、あるいはマスコミの方々については、ちょうど自分たちの利益の意見のぶつけ合いの場である、あるいは意見の主張の場であって、そこで多数決やら全員一致なりをとって推進するのだというような誤解が一般に言われているように思います。そのようなことをやると、今度は、私たちもお金をもらって出ているんですが、微々たるものですが、目的外の行為を行うわけですから、これは返還しなければならなくなる。それはできません。それは、あくまでも規約にもとづいて、2条に基づいて、16条の2第3項の規定に基づいて行う委員会ですから、その限りで行うというのがルール以前のものとして存在しているということを確認しておきたいと思います。

桑子委員 法学の先生のご発言として大変もったもなことだと思います。基本的なルールとしてのその規約と、それから私が提案したのは話し合いのためのモラルといいますが、心得ということであって、これはどうしてもこうでなければいけないということではないわけで、こういうふうになれば効率的な議論ができるのではないのでしょうかというご提案です。

荒牧委員長 今、議論がありましたように、話し合いのルール、ルール(案)となっていますけれども、基本的にはどういう方法でこの会を進行していくかという一つの心得だというふうに先生の方からありましたが、文書としては今のような理解でよろしいでしょうか。案をとって、この委員会の進め方の一つの心得、ルールとするということによれば、よろしいですか。

桑子委員 七戸先生、さんづけですね、その規約の部分と私が提案させていただいた部分で齟齬(そご)が生じるようなことはありませんでしょうか。

七戸委員 いえ、矛盾はございません。大学1年生に法学の講義で法律を教えるときには、法律は道徳の最低限であると、こういう講義を行います。それで、高次のモラルの部分に属する、心得に属するのが桑子さんのご提案の部分で、道徳の最低限が法律でありますから、その部分は言うまでもない事柄であります。

荒牧委員長 それでは、このルールの案をとって、この委員会を今後進めていくための心得、ルールとしてこの文書を確認したいと思います。

それからもう一つ、文書の中に、この委員会を進めるときに、みんなが委員とか先生と呼称をすることについての意見もありました。私もぜひそれをここで言ってくださいというふうに申し上げておりますので、もう一回その部分についてもちょっとご説明をお願い

していいですか。

桑子委員 私も大学で教えているものですから、先生と呼ばれることにも、それから人のことを先生と呼ぶことにもなれ切ってしまうておりますけれども、やはり対等で自由な発言の場であるということでございますので、ほかの住民と行政との話し合いの場についてもこういうことを提案させていただいたことがあるんですけども、皆さん、さんづけで議論した方が雰囲気もよくなるんじゃないかということでご提案させていただきました。

荒牧委員長 トレーニングさせられまして、何か肩書きなり呼称をつけないと話しくいというふうに分自身を育て上げてしまった人間なものですから、私自身が一番ひっきりそうなんですけれども、皆さんがそういう方向でよいということであれば、私もそれに従って運営させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

白武委員 さんづけはちょっと言いにくいところがあります。委員ですから、委員でいいんじゃないでしょうか。荒牧委員長で。

荒牧委員長 だから、多分、今の提案がそれをやめようとおっしゃっているんだと思うんですけども、そうすると、今度は行政の方とかほかの方に意見を求めるときにも、どういうふうに言うかということで、肩書きをつけないといけないとかということにもなりかねませんので、そのときには、一緒によければ、もうそのとおりでいいと思いますが、いかがですか。

桑子委員 委員とか委員長というのも肩書きだと思いますので、それもやめたらどうかということです。

荒牧委員長 そういうご提案ですよね。それでちょっとご意見を求めているんですが、いかがですか。それでよければ、もう委員とやるのは普通の常識的なあれですけど。

佐藤悦子委員 私などは、どなたがどういう肩書きを持っていらっしゃるのかさっぱりわかりませんので、さんづけはとても助かります。

益田委員 私は委員でいいと思います。余りこう何か、かなり、あっちもこっちも重箱の隅をつつくようなことじゃなくて、私は素直に常識的に委員でいいんじゃないかと思います。そして、委員長は委員長といったようなことで、私は発言を求めるときには委員長と言って。委員と言うのは、本当に当たり前の当たり前だと私は思うんですけども、私はずれているのかどうかは知りませんが、私はそういう気がいたします。

七戸委員 こういうので時間をつぶすのもなんですので、これは形式的な問題ではなくてリベラルな議論をやるうということなので、しかも努力目標、心得なので、さんづけをしたから、あいつは生意気なやつだとか、そういうことにはならない。それで、さんをつけようが、委員をつけようが、あるいはさんというのが原則であるという形で、委

員ということをやりたいければよいということで、さんにしなければならぬと、形式的な問題ではございませんので、そのような形でいかがでしょうか。

荒牧委員長 よろしいですか。

それでは、先ほど七戸さんが言われたみたいな意見もあるということで、呼称については、委員ももちろんあるでしょうけれども、どちらにしようか迷うものですから、私はさんづけでやらせていただきますが、皆さん方に任せたいと思います。そうしないと、ちょっと事務局を呼ぶときに呼びにくいときもありますので、さんづけでやらせてください。私はそういうふうに決めますけれども、皆さん方の発言については委員でも全然構わないと思います。よろしいですか。

そういうことで進めさせていただきます。それでは、先ほどの案を認めた上で、そのことを前提に議論を進めていきたいと思います。

## (2) 論点について

荒牧委員長 それでは、議題の(2)の方に移らせてください。

それで、議題の(2)の方は、皆さんから出していただいた論点について、今日どういうふうに進めるかという議論をしたときに、これは皆さん方に説明をしていただいた方がいいのではないかということで議論をしてきました。

まず、事務局からやり方についてちょっと説明をしていただけませんかでしょうか。

事務局(竹下) それでは、事務局より説明させていただきます。

お手元の資料で資料-3、こちらの方が皆様からご提出いただきました論点等でございます。あと、資料-4につきましては、その概要、本日スクリーンにも投影できるように準備するために、概要版をつくっております。これにつきましても、委員会の方々には事前に配付し、ご確認いただいているところでございます。こちらについて、具体的な進め方につきましては、この後、審議で決めていただければと思っておりますが、時間等を考えますと、まず論点等につきまして大体5分以内を目途にご説明いただければと考えております。

なお、資料-3、資料-4ともに、当方の事務局の資料作成上の都合から、先着順でつづっておりますので、順不同であることをご了承いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

荒牧委員長 それでは、今の事務局の説明で、こういうふうにしてはどうでしょうかというご提案をしていただきました。先着順でとじてありますけれども、その論点について、まず最初に集中的に趣旨説明をしていただいて今後の議論の端緒にしたいと思いま

すが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局で用意したものについてちょっと説明していただけますか。プロジェクターと資料を用意されているので、使われる方はそれを使っていただいて、それから要約版についてもありますので、それを使われても構いませんので、どれだけのものが用意されているか教えてください。

事務局（竹下） まず、事務局からは便宜上、委員長と言わせていただきますが、委員長の後ろの方に、事務局から見ますと、左手の方が、こちらの方が各委員の方の論点の概要版を表示しております。ただ、これは資料 - 4 でございますので、皆様はお手元の資料 - 4 の方を使っていただければと思います。あと、右側の方には、城原川の流域図と城原川の関係の写真を提示しております。これにつきましては、事務局の方で、各委員の方が発言されたときに、関係する箇所、事項等で写真等がありましたら、それを機械的に表示していこうと考えております。ただ、これについてまた議論等でこの写真を出してほしいということがありましたら、事務局に言っていただければと思います。

荒牧委員長 今回の事柄は、各委員の方々にはあらかじめ説明してあると思っていいですね。

事務局（竹下） 写真の方につきましては、事前に説明しておりません。

荒牧委員長 そうですか。

それでは、皆さん、それでご異議がなければその方向で進めさせていただきたいと思えます。

事務局の方は5分程度ということでしたけれども、意見の長短がありますので、中には5分を少し超えるかもしれませんが、それも構わないというふうに申し上げております。一応5分をめぐりに、この順番に従いまして趣旨説明といいますが、提案された論点の趣旨を説明いただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、蒲地さんからまず説明をいただきたいと思えます。

蒲地委員 資料 - 3 につきましては、非常に汚い字で、また限られたスペースに抑えたいというようなことで、走り書きをしたような資料を出して申しわけなかったなというふうに思っております。ほかの皆さん方は、別紙で非常に丁寧に書いておられましたけれども、ここに書いてありますこと以外につきましても若干補足しながら論点として説明をさせていただきたいと思えます。

この委員会で論議する場合に、大きく分けて治水、利水、環境等の多方面から論議する必要があるのではないかなというふうに思っております。

まず、治水関係でございます。前回の資料等を見せていただきました結果、近年、堤防が破壊されるというような被害が発生したということまでは前回の資料ではわかりません

でしたけれども、前回の資料の18ページにございますように、毎秒約170m<sup>3</sup>流量で、野越しの天端付近まで増水しているというような写真等もを見せていただきました。そういう状況の中で、近年、雨の降り方というのが、私自身、非常に変わってきているんじゃないかなというふうな気もしております。と申しますのは、局地的に記録的な豪雨が発生しているという状況がございます。例えば、一昨年でしたか、名古屋における大洪水、あるいは今年の水俣地域の豪雨ということで、本当に極小的な小さなエリアにおいて相当の時間雨量が降っているような雨の降り方というのが最近非常に多くなってきているのではないかと、これは私がそういうふうに思っております。そういうことからしまして、この関係流域においてもそういうことが発生しないとは言いがたいのではないかなというようなことも思っております。

ですから、そういうこと等をいろいろ考えていきますと、先日見せていただきました野越しというものが9カ所ほどあるというお話でございましたけれども、それがつくられた時代的背景なり等々についてはわかりませんが、いずれにしても、特に平野部の河川全体の安全の確保を図るという面から、局所、局所に野越しをつくって河川の水を平野部に拡散して河川本体の安全度を図るということで、多分野越しというのが設けられたのではないかなというふうに思っております。

そういう観点から見ますと、現在の河川周辺部の土地利用状況を見たときに宅地化が相当進んできておりますし、また農地につきましても、農業基盤整備等で非常に汎用化される優良農地というのが広がっております。そういうこと等をいろいろ考えていきますと、河川の治水上の安全度を図るという観点から見たときに今のような形態でいいのかなと。その安全度を図るためには、いろいろな手法があろうかと思っておりますけれども、野越しという部分に依存をしているとまでは申しませんが、できればそういうものをなくすような方面についてもいろいろと議論をしていったらどうかなというふうに、まず治水関係ではそういうふうに思っております。

次に、利水関係でございますけれども、本川には三千石井堰、お茶屋堰を初め多くの草堰等がございます。多分にこれから取水されている水というのは、農業用水、あるいは地域用水、あるいは環境用水等も言えるかと思っておりますけれども、そういう目的での取水がほとんどではないかなというふうに思っておりますし、またこれらについては慣行水利権等々で取水されているのではないかなというふうに思っております。地域の農業用水等々につきましても、水公団事業なり、あるいは農林水産省の事業等々でいろいろ手当てはなされておりますので、農業用水サイドとしまして、これ以上その河川に依存をするのかどうかというような観点については、もう少し検討する必要もあろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、現在、草堰等で取水されております地点から農地なり集落内に流れ

ております水、これが地域の環境、水質浄化等々の役割も果たしていると思いますので、もし草堰等を合流するという議論が出てくるとするならば、その取水されている水路を含めた地域の環境等々についても議論をしていったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、環境面でございますけれども、当然、河川につきましては、水辺空間として、あるいはレクリエーション的な魚釣りあるいはボート遊びというような形で、広く地域住民に潤いと安らぎを与えている状況でございます。ただ、前回の資料で見せていただいた限りでは、はっきりわかりませんが、渇水期には相当の水位低下で、正常な状況、まあ、何が正常な状況かというのもこれまた非常に難しいわけでございますが、そういう潤いなり安らぎという観点から見たときに正常な状況と言えるのかなと。これは、私の認識が間違っていたらちょっとあれですけども、そういうこと等からして、やはり地域の河川を含めた、あるいは先ほど申しました取水されている水路あるいはクリーク等々の水質悪化等々を含めた地域全体の地域用水、環境用水という観点からも議論をしていく方がいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の住民意見の……。

荒牧委員長 それは後でお願いいたします。

蒲地委員 わかりました。

荒牧委員長 まず論点だけを先に。質問という形ではなくて、まず最初に皆さんの論点の説明を先にお願ひしたいと思います。

それでは、小宮さんからお願いいたします。

小宮委員 小宮でございます。城原川は、私にとっては、アユを釣ったり、あるいは魚をとったり、渇水期になると魚がたくさんとれていたというふうな思いもありますし、また一方には、28水の場合には土のうを積んだ経験もあります。そういうふうな中でこの城原川、この第1番目に、やはり野越しをどうするかというのが一つの問題じゃないかと思ひます。野越しをとってしまうのか残すのか、この管理上大きく変わってくるし、私自身としては残すべきじゃないかな、まだ野越しは実際生きている、その役割を持っているんじゃないかというふうに感じています。

それから、特に緊急時の、堰がたくさん並んでいるわけですけども、このバイパスみたいに緊急時に水を流すということで統一的なそういう堰の管理はできないんだろうかと。危険分散という意味もあるというふうに考えています。

それから、水害といってもどのレベルまで許されるか。環境に配慮するということになると、ある程度水害というか、オーバーフローというものはある程度考えなければならぬんじゃないかなというふうに考えています。ただ、私は、床下浸水まではということで、

非常にショッキングなことを書いています。この床下浸水まではというのはひどい表現ですので、多少のオーバーフローまではいいのではないかとこのように訂正したいと思います。そういうふうな形で、ある程度の遊水地への水のオーバーフローとか、こういうことは考えてもいいんじゃないかなというふうに考えています。

それから、利水について、上流優先みたいな形ではないかと思うのですけれども、上の方から水を取って行って、この神埼橋あたりでは水がほとんどなくて魚が死んでいるというふうな状況があったりしますので、その管理は上流優先という形だけでいいのか、もっと統一的な管理が必要じゃないかというふうに考えています。

それから、環境についてですけれども、特に城原川のいわゆる出口の溪口集落的とか、小淵とか、朝日とか、そういうふうなところの景観というものが、もしあそこをせきとめられると随分大きな変化が出てくる。集落そのものが変化してきて、いろいろな、例えば仁比山神社の御田舞あたりもできないんじゃないかなと、そういうふうに考えています。

それから、これもダムをつくったときの話ですけれども、広滝発電所は近代化遺産として、佐賀県の発電所として全国的にも非常に注目されるわけですが、そういう近代化遺産の広滝発電所、こういうふうなものも意向としては大事に残していきたいなというふうに考えています。もしそういうふうなことであそこをどうしてもということになると、調査が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、飯盛さん、お願いいたします。

飯盛委員 以前にいただきました城原川ダムについてという資料の中でわからないことが幾つかありましたので、それに基づきながらまた考えたことを4ページの方に書かせてもらっています。それをまとめていただいたのがこの資料 - 4の方に書いてあるわけです。

まず最初に、城原川のことをいろいろ論じる場合には、県内のそのほかの河川の状況も知ることが大事じゃないかなと思いました。といいますのは、先ほど蒲地委員さんからもありましたけれども、最近の雨の降り方というのも非常にいろいろ変わってきてまして、集中豪雨的な降り方もあります。また、平成2年の6月末から7月1日までに降った雨の降り方もそういうものではなかったかと思うのです。この資料に書いてあったものは城原川だけのことしかわかりませんが、佐賀県でかなり大きな被害がありますので、そういう他のところもいろいろと考えてみると、今後、城原川でどういうふうに治水を考えていけばいいかというようなこと、あるいは洪水対策を考えればいいかというようなことがわかってくるんじゃないかと思いました。城原川と県内のいろいろなところのデータを比較してみる必要がある、あるいは雨量から見てみる必要があるんじゃないかと思って書かせてもらいました。

その次です。豪雨による水害の激減したところが資料に出ていたんですが、極端にこの流域で被害が少なくなっているところがありました。これは、多分何かの手だてによってこういうふうには被害が少なくなったんだと思いますので、いろいろと治水を考えると、ダムもあれば、それからこれもある、あるいはこれもあるというような、何かいろいろな手だてを考えると、ためになるんじゃないかと思って、これについてもちょっと考えてみたいなと思いました。

それから、ガタ土の問題ですけれども、ガタ土の問題は感潮河川においてはどこでも抱えている問題ですので、やはりこのガタ土の問題もいろいろと、城原川の流域だけではなくて、ほかのところとも比較検討して考えてみたらどうかというのを思いました。

それから、その次も同じなんです、資料の20ページに、大規模な河床の掘削を行いますと、草堰からの取水ができないとともに、現在の河川の環境が大きく改変されますと、いろいろと環境に与える影響が書いてあるわけですが、自然に手を加えると何か必ず影響を受けるというのは、それはもう当然のことです。しかしそれも人間の命を守るためにはやらなければならないこともありますので、必ず何がどうだというわけには、一概には言えないところがむずかしいと思うのですが、やはりその環境に与える影響を見るときには一方だけではどうかと思いました。それで、この下流の方のところを見るのであれば、その次に書いてありますが、上の方に、ダムをもしつくった場合にはその影響はどうだろうか。今、委員さんがおっしゃいましたけれども、いろいろなことも見えてくるだろうと思います。上流の方のダム予定地あたりのことも考えなければいけないんじゃないか。それは、ダムができると決まってから環境アセスはしますと当然言われると思うのですけれども、今この資料の中に下流のことだけが書いてあったので、ちょっと考えてみてはと思い書いたわけです。

それから、その下の水不足の状況というのを書いていますが、これは導水事業によりまして、佐賀県の場合は利水、洪水、そういうようなことを掲げられて導水事業というのが行われたような気がしますので、それと城原川の河川流域との問題をちょっと考えたらどうかというのを考えました。

それで、いろいろと資料があられると思いますので、そういうような資料を、もし何かあれば教えていただいて、私なりに勉強しながら判断していきたいなと思ひまして、ここにちょっと書かせてもらったわけです。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続けてお願いをいたします。桑子さん、お願いします。

桑子委員 桑子でございます。たくさん分量を書かせていただきましたが、簡単にご説明いたします。



まず最初に、資料の1ページですが、論点についてということで、この流域委員会の議題と申しますか、テーマは最終的にはダム問題ですけれども、城原川の流域空間全体をどういうふうにしていくかということを考えながら、その流域空間を豊かにしていくためにはどうしたらいいかということで、それを目的に議論をする、論点を明確にし、整理していくことが必要ではないか、ダム問題をその中にきちんと位置づけようと、こういうことで目的について確認させていただいたらいいんじゃないかなということです。その一つのあり方としてルールをつくるということで最初にご提案させていただきました。

2ページにまいりまして、議論のポイントというところです。私はよそ者でして、佐賀県民ではございませんけれども、城原川には大変な関心を持っております。と申しますのは、大きな川ではありませんけれども、城原川というのは川にかかわっている人たちの間では大変有名な川でございます。毎年7月の初めに川の日ワークショップというのがございます。これは、全国の河川事務所、行政の方々ですね、それから市民団体の方々、もともとはその行政と市民との間のコミュニケーションとパートナーシップ促進のためのイベントとして始まったものなんですけれども、その川の日ワークショップの中でこの城原川はグランプリを獲得しているんですね。私は、その年の次の年から審査員をさせていただいておりますので、どういう趣旨で城原川がそのグランプリに選ばれたかということはよく知らないんですけれども、そういうことで非常に有名な川になっております。一見したところ、非常に平凡な川にも見えるんですけれども、城原川のいいところというのは何かの、グランプリに輝くようなポイントというのはどこなのかということを中心に考える必要がある。中でも、城原川を含む佐賀には何回もお邪魔しまして、川あるいは水環境について行政の方々から、それから市民団体の方々からいろいろ教えていただいておりますけれども、佐賀というのは水文化のすばらしいところだなということをいつも感じているところです。

ですから、地元に住んでいらっしゃる方々は見なれた風景ですので、その辺のことを十分認識されていると思うのですが、この議論の中で確認していくのがよろしいんじゃないかということで書かせていただきました。

それで、議論の進行ですけれども、順序としては最終的にはダムをどうするかということです。ですから、治水のポイントが重要で、一番重要と言ってもいいかもしれませんけれども、私の考えでは、これは要するにリスクですね、リスクマネジメントのポイントですので、いろいろなことを十分考慮した上で、こういうふうに城原川の流域空間をよくすると、そういうふうに考えたときに、そのいろいろな案を実現するための方策をとったときにリスクは何なんだろう、それを解決するためにダムというのはどうしても必要なのかどうか、ダムをつくることによるメリット、デメリットはどこにあるんだろうかというこ

とを論じる必要がある。治水だけではなくて、利水、環境、歴史文化、教育、生活、景観等、いろんな問題点との関係で論じるべきであろうと、こういうふうに思いますので、そのような順序で書かせていただきました。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、井上さん、お願いいたします。

井上委員 井上です。桑子さんの資料を見せていただいて、うまくまとめたなと思ったりもしましたけれども、私はこの問題の出発点がどうも治水問題にあるんじゃないかなと思いました。そして、この結論は、基本的には流域の人々あるいは関係する人たちのためにどうしたらよいかということを考えていかなくはいけないんじゃないか、そういう意味での提言をする必要があるかなと思っております。ただ、私は余り詳しいことはわかりませんので、特に自然環境を問題として意見を言いたいなと思っております。

1つは、現在の城原川の自然環境をどう評価したらよいかということなんですけれども、やはり城原川を見るときには歴史的な背景を見ておかないといけないんじゃないか。そのことについては、今日いただきましたこの筑後川大百科の中の4ページですか、野越しというのがちゃんと書いてあります。ここには一つの歴史的なことも書いてありますので、そういうことをちょっとまず考えておかなくはいけないのかなと思ひましてこう書いたんですが、この野越しというのが非常にうまくできていると言うと、被害を受ける方々については問題かもわかりませんが、野越しがあることによって、流量あるいは流速なんか弱められていくし、それからそのあふれ出た水をうまく、馬場川なんかはわざわざ深く掘って、そしてそちらの方に流し込んでいる。あるいは、右岸側は最終的には中地江川ですか、そちらの方に流れ込んでいくようになっていると思います。そういうことによって、すぐ下流の神埼町とか、あるいは広大な水田地帯を守る意味があって、まあ、江戸時代ですから、封建時代ですから、そういうふうなことでつくられたんだろうと思っております。だから、そういう歴史的なこともありますし、ちゃんと考えられてつくられているわけで、今これを例えば同じ高さにしてしまう、野越しをなくしてしまうということになると、このままでは当然下流の方で決壊が起こったりなんかしてくるわけです。そういう問題が出てきますので、その歴史的なことを無視してはちょっとこれはやれないような気もいたしました。だから、そういうものをなくしても問題ないという、そういう方法があればそれを検討しないといけないと思っております。

あるいは、草堰なんかにしても、これは横の方に水を取るための設備でありますけれども、考えてみると、横の方に落とす水は、ある一定で落としますが、大水が来たようなときは、草ですから、上を越えていくわけですね。ですから、横の方に落ちる量もずっと制約されていく、そういうふうな仕組みだろうと、そういうことでつくられているんじ

やないかと。あるいは、石積みの場合だったら、これは横の方にはっきり落としていくことを目的しているわけですね。三千石井堰ですか、こういうふうなところなんか石積みだったと思いますけれども、あれは結局、横に水を落としてその水田にやるためには非常にうまく設備がわかりませんが、大水のときにもたくさん水が流れるという結果になって、どうも中地江川あたりは非常に大水が出ているようなことも多いです。よく雨降りなんかに行ってみると、いつもあそこはいっぱいになっているような気がいたします。そんなことで、つくられていることについて何か理由があると思うんです。その辺もまずちょっと検討しておく必要があるかと思います。

それから、城原川の状態ですが、天井川であるということ。これは、横の方の水田なんか水を落としていくには非常に都合のいいことかも知れませんが、反面、また別の面から見ると、いわゆる低いところから高いところに水は流れませんので、城原川の水が非常にきれいであるということになります。それで、少々は入るかも知れませんが、農薬なんか余り流れ込まない、あるいは下水が流れ込まないというようなことにもなってきます。そういうところですから、あそこには非常に、特に淡水産の魚類の種類が非常に豊富です。高速道のすぐ下のところに高さが2 mぐらいの堰があります。そこまでは非常に素晴らしいです。それから上は、もう途端に貧弱な、種類にしても非常に少なくなってしまっておりますが、そういう途中の生物層は、この佐賀平野に注いでいる川の中では種類数も非常に多いし、貴重な魚類が多いところだと言われております。そういうところもしっかり知っておく必要があるかと思います。

それから、治水対策の環境の面から問題にしたいと思っていたのは、現状の城原川はそういう天井川であるということ洪水のおそれが非常に多いということ。あるいは、野越しとか、野越しはそういうのを避けるという意味もあります。それからもう一つ、いろいろ対策があるかと思うのですけれども、河道を処理するということ、例えば河床を掘削するというようなことになると、その生物層に非常に大きな影響が出てきます。それから、堤防を広げる、引堤というようなことになると、これも非常に問題かと思えます。それで、河川敷の低いところというんですか、そこだけを削るぐらいだったらいいのかもわかりませんが、大水に耐えられないという問題があるように思います。そういうことが一つ。それから、遊水施設なんかをつくりますと、佐賀平野のこの掘りですね、クリークは全国的にも非常に、淡水魚の種類もですが、水生植物が、貴重なものが非常に多いんです。全国の、以前に水草研究会の人たちが佐賀平野のクリークを絶賛しておりましたけれども、非常に素晴らしい貴重な植物があります。そういうふうなところに物すごく広い範囲で例えば遊水地をつくるようなことになると、こういうところに非常に大きな影響が出てきそうな気がいたします。

そういう場合に、これを全部うまく解決する方法の一つとして上流にダムをつくるという考え方が出てきたんだらうと思います。ただ、上流にダムをつくるということになりますと、当然沈んでしまう部分があります。つまり、相当広い面積の環境が壊される、消滅してしまうという問題があります。先ほど飯盛さんから、環境評価がなされているかどうかと、私もちょっとその点を聞きたいなと思います。その辺の資料とそういうものを比較しながらどちらかを選ばないといけない。その場合に、やはり人ということ、生活などがあると思うのですが、そういうことを念頭に置きながら比較していかないといけないんじゃないかなと、そういうことで決まっていこうかと、そんな点を論点にしたらと思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、藤永さんからご提言をお願いいたします。

藤永委員 藤永でございます。文章がちょっとまとまりのつかない文章で、論点だけでなく、少し余計なことまで書いておりまして、一部分はちょっとたわ言と思って軽くあしらっていただきたいと思っております。

まず、委員会への思いということを最初にちょっと話させていただきます。私、千代田町の城原川流域の中地江川沿いに住んでおりまして、ちょうど前がすぐ川になっておりまして、川に面しているというところだと思います。やっぱり住民の一人として、城原川流域の歴史をよく知って、流域の人々がこの川をみずからの貴重な財産として上手につき合うための正確な判断ができるように、情報とか知識、あるいは物の見方、考え方といいましかね、そういうことを提案されて、流域の住民がそれぞれの立場や利害を理解しながら、逆にそれを乗り越えて、お互いの思いやりやバランス感覚で流域全体の発展を目指していくような、プラス思考の指針を与えてくれるような委員会であってほしいと私は思っております。

本日の議題の論点ですけれども、私なりにちょっと考えを申しますと、第1は、城原川及び流域と人とのかわり方ということで、城原川がどういうふうにしてできて、どういうふうにして地域の人と交わってきたのかということ、まずこういうことを、城原川の歴史を知らないと先のことはなかなか見えてこないだらうと。それで、実際に現在はどういうふうにしてつき合っているのかというのが第2でして、第2は現在の川とのつき合いと、あるいは将来、そうしたらどうなるのかという予測。3番目は、それらを踏まえまして、いわゆる河川整備の管理方法とか、必要性とか、そういうふうな問題に入っていくんだらうと。最後に、要するにダム建設の優劣性とか、リスクマネジメントとか、そういうふうな問題にいくんじゃないかと。

個人的にちょっと私の事情を申しますと、私の家の、先ほど申しましたけれども、中地

江川は豪雨の際にいつも道路すれすれまで水が上がってくるんです。それで、何回かは、そのうち、まあ、私もここに来てから六、七年ぐらいしかたちませんが、その間、左岸側が少し低くなっておりまして、田んぼになっておりまして、そこに何回か冠水するわけですね。特に、そういう状態のときは雨がかなり強いので、満潮時になると、気になって夜も寝られないというような状態も何日かあるわけです。これも城原川自体が天井川であって、中地江川が内水排除機能を受け持つ川になっているんじゃないかという、そういうふうな仕組みじゃないかという感じも持っております。したがって、この辺まで含めた形で城原川流域全体をとらえていただきたいと思っております。

城原川あたりと田手川あたりをちょっと興味があって調べておりますけれども、歴史的に見ますと、縄文時代、弥生時代から、川に恐れを抱きつつ川の恵みを受容しといたしますか、それなりの循環が保たれていたのではないかと思いますけれども、有明海がだんだん後退するといえますか、だんだん開拓の時代に入っていきますので、土地利用も高度化し、文明も自然と発達していきます。川の本来の自由な流れを利用することによってコントロールしてきた、その中で川への恐れというのが希薄になってきているんじゃないかと思っております。天井川というのもその一つじゃないかと思っております。当然、人間の生活というのも日々変化してくるだろうと思っておりますけれども、同時に自然も川も日々変化し、将来も日々変化してくるのではなからうかと私は思っております。

いずれにしろ、この城原川は人間が常に今までかかわってきた、そして今ある川ですので、当然これから常にも人間がかかわっていかねばいけない川じゃないかと思っております。今、自然災害の話がいろいろあります。災害は忘れたころにやってくると言いますが、やはり自然への恐れというのを忘れたら大変だなと思っております。今、主に下流の考えばかり話をしているようなんですけれども、上流の方もいろいろな問題があると思います。上流、下流、治水、利水、環境、あるいは地域規模で話すのか、地球規模で話すのかとか、そういう利害や意見の相違というのはたくさんあると思いますけれども、私、治水に関しては、少なくとも住民が安心して暮らせるような民心安定みたいな形の施策が欲しいなと思っております。願わくは、この委員会で利害を乗り越えた思いやりでお願いしたいと思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、松崎さん、お願いいたします。

松崎委員 私が提出しました17ページ、いとも簡単に箇条書きで、今、反省しておるところですが、前回の城原川の委員会の際に、私自身、最上流部から蒲田津の樋門までの現地視察で上流から下流まで通して見ることは初めてでございました。ところどころは私的に動く中でも見ておったんですが、一貫して見たのは初めてでございます。その中で、

城原川というのは非常にうまく利用されておる川だなという強い思いと同時に、歴史と知恵というものを私は感じたような気がいたしております。そして、私自身がいろんな思いをし、また疑問点といたしますか、なぜだろうというような思いもしながら、あの流域視察から帰ったと思っております。

最近、山、川、海ということで、海も山もというつながりが非常に強く言われる中で、私の立場上、どうしても海の真ん中から丘を見、山を見るようなくせがついておりますので、ちょっと流域視察とは逆にさかのぼって見たいと思っております。そして、それを集約したらこの箇条書きになってしまったんだということをご説明したいと思えます。

一番下流部、まあ、蒲田津の樋門は別にしまして、お茶屋堰というものをを見せていただきました。そこでのご説明は、ここが潮の上ってくる限界地点ですということと、浮泥対策上、非常に難しい問題を抱えておりますというお話だったと理解しております。つくづく思いますのに、佐賀平野そのものの河川は、昔は有明海の干潟の澁筋が今陸にある中小河川ではなかったろうか。したがって、あそこで潮がとまるということは、人為的にあの堰でとめてあるのではなかろうかという思いがいたしました。実際、ほかの河川はかなり、筑後川を初め上流まで上っておりますので、あそこまでで自然的にとまるというのがちょっと不思議に思いました。そして、あの堰から落ちてくる水の量の少なさ、これはもう河川の形態を脱しているんじゃないかと。まことに水が流れていないということを感じたわけでございます。

ちなみに、最初に見ました仁比山地点では毎秒 $2.5\text{m}^3$ ですか、何かそんな話も聞いたように覚えています、それからするとほとんどゼロに近いということです。

それから、天井川というのがそこから上にずっと続いているのに気がつくわけですが、あの天井川は最初からああいう形で自然的に堆積してできたのか。いやいや、お茶屋堰ができたことによって、その高さ分天井川になっていったんじゃないだろうかという2つの思いをいたしました。

そして、そこにある草堰、これはまた昔の人のすばらしい知恵だろうと思えますし、水に対する非常に強い思いで取水形態の一つとして育ててというか、引き継がれている堰ではなかろうかという思いです。

それで、草堰もしかりですが、上流部の三千石井堰ですか、ああいう取水堰かれこれを見ますと、あの水がどれだけ取られて、どれだけエリアに利用されているんだらうかという思いをもう一点いたしました。

たしか筑後川の下流用水事業というのが、佐賀平野全体的に大きくかぶっていると思えますが、城原川の両側には幹線水路あるいは幹線用排水路ですか、用排水路の幹線水路ですか、そういうものもかなり整備されておるんじゃないかろうか。そうすると、城原川から

落ちていく草堰の水との関係はどうなっておるんだろうかという思いを一点したわけでございます。

それから、先ほどどなたかの委員さんからもお話がありましたが、城原川の特徴としては、出ていった水は二度と帰ってこない、水が戻ってこない川だと、これは天井川であるゆえんだと思いますが、そういう特異な川じゃないかと。したがって、水質も恐らくきれいなんだろうと思いますし、そこに自然的に流れ込む水はないという理解を私自身しております。したがって、あそこの水がきれいがゆえに、貴重生物といえますか、特異生物といえますか、そういうものも資料にうたわれているように現在生き続けているんだろうということも考えたわけでございます。

それから、神埼橋の上のところへ行きますと、佐賀導水のあれは何というんですか、取水口というんですか、排水口というんですか、ポンプ場とパイプを見たわけですが、たしか佐賀導水事業そのものも、城原川あるいは嘉瀬川、筑後川との相互運用というようなことでうたわれておったんじゃないかと思っております。これもやはり治水のときには中地江川ですか、ちょっと川の名前は覚えていませんが、城原川のそばを流れる4本の川からポンプアップして、城原川の方に水を運び込んで平野部の治水に充てるというようなこともたしかあったように、間違ったらすみませんが、そういう記憶もしております。

それと、先ほど言いました用水事業なり佐賀導水事業なりもう少し勉強をさせていただかないと、後で考えていく上でひっかかるんじゃないかならうかということを考えてみました。

それから、野越しの問題、これもすばらしい知恵だと思いますが、これは今の住宅地、背後地関係を眺めながら、どう対応すればいいのか、これはもう皆さんも同じような意見だと思っております。ただ、今あそこを越えた水というのは洪水状態で流れていくのか、ひたひたひたと中小河川に流れていくのか、野越しから出た水がどういう形態で、城原川には入りませんので、どういう形で流れていっているのかなど、治水を考えるときにそういうことも必要なのかなという思いがいたします。

あと、仁比山公園のあの、観光的といえますか、町の方でやられておる施設整備、その先のいわゆる埋没地域と予定されておる集落も通ったわけですが、この辺の人はどうなのかなと思う気持ちと同時に、その上に桜並木があり、峡谷があり、しかも村役場等があるということで、そういうことをもろもろ考えると、やっぱりもっと、ちょっと知らないことには、これは議論していてもひっかかるぞという思いがしましたので、私はそこに思いつくままに箇条書きで書いてしまったわけでございます。

ただ、河川を考えるときに、きれいな水が豊かに流れる川というのがやはり姿だろうというふうに私は思っておりますので、どうしたら城原川がそういう川になるのかということで今後参加させていただきたいというふうに思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤さん、お願いいたします。

佐藤悦子委員 私は、19ページを見ていただきたくないぐらいの字で書いておりますので、思いがいっぱいある分、なかなかまとまりづらいつらいつらというところがありまして、ちょっと個人的なことをお話ししますと、私は、さっきも話題に出ていましたお茶屋堰から下流に300mほどのところに下直鳥橋というのがありますが、その橋のすぐ横で育ちまして、小学校も中学校も高校も、いつもこの城原川の土手を行き帰りして育ったという時代を過ごしています。人以上に城原川が大好きで、学生時代はいつも川の中に入って何かをしていました。それで、千代田町からこの流域委員会に行って意見を言わないかということを受けたときに、千代田町から言われたというよりも、城原川から言われたような気がしまして、つい引き受けてしまったんですが、先ほども申しましたように、情的な部分が優先していますので、具体的にその論点を把握して、それを提起するというのに対しては、もうちょっと時間がかかるかなと自分自身でも思っております。

それでも少しずつ整理して考えていきますと、治水については、28洪水のときには、まだ私はその時点ではそこにはいなかったんですが、引っ越してきたときにはもうその洪水は終わってしまっていて、隣のおうちが、お母さんと赤ちゃんが流されて亡くなったというおうちでした。その後も、川のそばに住んでいますと、ちょっと雨が降ると、さっき藤永さんがおっしゃったように、もう夜中でも起きて城原川の水位を見に、大丈夫かなと、子供心にも起きてしまうぐらいに、やっぱり川のそばは怖いというのがありました。

ところが、飯盛さんがおっしゃったように、何年かぐらいから、えらく降っても城原川はふえずに、かえて中地江川がふえるようになったというのがどうしてかなと。住民の皆さんは、ポンプ場ができたからよというぐらいの認識で終わっているの、それで納得していたんですが、今でもどうしてかなと思います。

治水面でもう一つ、47年に大きな、水位がふえることがありましたが、このときは、私が住んでいる家の10mほど北側のところから、土手の下の方から水が噴き出るような感じの、土手が崩れるんじゃないかと、消防団が出てどんどん土のうを積んだということがありまして、同じようなことが下流の柴尾橋の西側の土手でもありました。こういう土手の弱さというところを把握してあるのかどうかというのも常々疑問に思っていたところです。

利水については、それこそ会う人ごとに、農家の人ですので、「水どうですか」と聞くと、「足りとうよ」と、「湯水ないですか」と言うと、「昔はあったばってん、今はそがんなかもんね」と言われて、結局、大きな導水から来ている水で、城原川からの水は一切取っていないということでした。排水、川に流れ込む水はいいけれども、城原川からは取ってはいけないという約束になっているんだそうです。それで、千代田町は一切水は城原



川からは取っていないということを農家の方から伺いました。水は足りているということ  
を皆さんおっしゃっていました。

それから、環境面ですが、お茶屋堰、何でお茶屋堰かという、下の方の蓮池藩からお  
殿様のお茶の水を取りに来ていたらしいんですね、それでお茶屋堰という名前らしいんで  
す。それくらい水がきれいだったということですが、ここ10年ちょっとくらいで見た目も、  
多分水質もだと思のですが、かなり変わりました。何でそうなったのかは、とても私も  
不思議で、この辺も有明海のことと関連して考えていかなければいけないんじゃないかと  
思っています。

それからもう一つ、文化についてですが、城原川というのは明治以来、九州の経済の発  
展、原点地だという認識を私は持っています。広滝発電所をつくった牟田万次郎という鹿  
島の実業家が城原川の利水権を獲得して、そして松尾建設が広滝発電所をつくってという、  
その明治の初歩の経済の歩みの原点になった場所だと思うんです。そういう意味でも、お  
もしろい歴史をいっぱい持っている城原川、これから皆さんと一緒にいろんなことを考え  
ながら私も整理していきたいと思うのですが、基本は、城原川にはなくしたくないものが  
たくさんあるんです。そのなくしたくないものと、それでも必要でなくさなければいけな  
いもの、それをどう判断するかという判断材料をもっともっと手に入れたいというふう  
に思っています。人とそこにすむ生き物がすべて快適に暮らしていけるようにするとい  
うことが私たちの責務じゃないか、この考える会の責務じゃないかと思っています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、竹下さん、お願いします。

竹下委員 竹下です。1回目は出席できなくて申しわけありませんでした。これからよ  
ろしくお願いします。

住民意見の反映については後でということだったんですけども、そういうことも少し  
含めながら、実は私は川副町に住んでおりまして、川副町は、ご存じのように、筑後川の  
一番下流の町です。一番下流の町で、水源の山から一番遠いということで、水の問題に関  
しては一番もろに受けているというのが、雨が降ってもう水は要らないよというときには  
どんどん水が来ます。しかも、満潮であるのにどんどん上流から水が来ますので、低いと  
ころは勢い冠水します。水が欲しいときには上流から流れてこない。そういうことで、水  
の問題で非常に苦労をしておるとい地域でして、これを何とかしたいということで、例  
えば水が欲しいときに、周りを見てみると、隣の町もないんだと。じゃ、これはどうす  
ればいいかと。上流の方に行ってもやっぱりいろいろ問題を抱えていると。じゃ、雨が降  
ったときにどうするかというと、上の方で少し水を近くの川に抜いてくれよという話をし  
たいんだけど、よく聞いてみると、その川も上流とのいろいろなしがらみがあってなか

なか水が抜けない。そういうのを総合的に考えていくと、やっぱり流域全部を知らないと、ちょっと川の問題、水の問題は話ができないな、自分のところの話だけしていても何にも解決しないなということが一番大事なかなというふうに思っています。そういう意味で、流域の問題について、ここの委員さんなり、また関係者が共通認識を持つということが一番大事じゃないかなというふうに考えております。

そういう共通認識の上に立って、じゃ、次にどうするかということなんですけれども、どなたかの意見にもあったんですが、何もしないという手もあるし、何かすると。さっきから出ている野越しというものがあって、私は1回目に参加できなかったものですから、個人的に皆さんと同じコースをたどってみて、実はよくこれが今まで残っていたなという驚きがあります。あそこの地域に住んでいる方はよく黙っていたなと。洪水のときは怖かっただろうなと思います。なぜあそこをそのままにして住んだのか、ちょっとそれが不思議ですし、野越しは残せないなと。しゃれじゃないんですけれども、野越しはそのまま残せるのか、とてもじゃないけどあそこに住んでいる人たちはたまらないだろうなという感じを持っています。

それで、28水という話で、ちょうど私が28年生まれで、個人的なことですけれども、私の隣の家の同級生は名前を「みずお」といいます。つまり、28水で生まれたから「みずお」なんですけれども、28水以降を見てみると、確かにおっしゃるとおり、そう大きな水害というのは起きていないのかなと。やっぱり住民の皆さんからすれば、水害がずっと起きていないのにそこまでしなければいけないのという素朴な疑問があるんじゃないかなと。そういうことにもこたえなくてはいけないでしょうし、じゃ、どこまで整備するかということで、ひょっとしたら、20年か30年に1回ぐらい床下浸水ぐらいだったらいんじゃないのという感覚も皆さん持っておられるかもしれません。もう完全にとめるというのは無理じゃないか。床上だったら大変だよ。でも、床下までチョロチョロと来るぐらいだったら、まあ、床下がどの程度の床下かはちょっと難しいかと思うのですが、それくらいは許容できるんじゃないかなというような住民の方も結構いらっしゃるんじゃないかなと。そこまで今の時代に金をかけて治水をしなければいけないんですかという疑問もちょっと持っています。ただ、それはこれからの議論の進め方だと思います。

一つ川の問題で思うのが、1年という制限があるんですが、川の問題という地域の問題は、恐らく1年のサイクルで起きてくると思うんですね。夏は夏の問題、冬は冬の問題、やっぱりそういうのを実際間近に見て体験していろいろ議論できたらなというふうに考えています。ただ、私の観点の中で1つ抜けていたと思うのが、ちょっと皆さんの意見を見ていて思ったんですが、水没地区の方々の長年の苦勞ということで、その点については本当にいろんな苦勞があったでしょうし、できるだけ早く方向性を示さなければいけないな

というふうに思っています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、実松さん。

実松委員 私は、ちょうど水没予定地区の住民でありまして、小さいときからこの城原川には非常になれ親しんできてまして、城原川とともに育ったと言っても決して過言ではないというように思います。学童時代、特にこの川に親しみを持ちまして、学校から帰ったら川遊びをよくしていたというようなことが十分思い浮かべられます。そういうことで、この城原川の源流は脊振山でございますが、この源流の近くに住んでいる関係で、特にこの城原川に対する親しみというのは皆さん方以上にあるんじゃないかと、そういうふうな感じがするわけでございます。

そういうことで、私は、現地の河川状況とこれまでの洪水状況の分析をしなければ、この問題は恐らく解決はしないんじゃないかならうかということで提起したわけでございます。皆さん既にご存じのとおり、昭和28年の洪水でございますが、これは床下浸水が1万4,920戸、床上浸水が1万4597戸ということになっております。城原川沿岸の民家が相当流出したということを聞いておるわけでございます。これはほとんど神埼橋の下流部だということで、ほとんど神埼橋の下流の方がこういう災難に遭われたということでございます。このときの日出来橋の基準の流量が690万 $\text{m}^3/\text{s}$ ということになっているわけでございますが、これに基づきまして、災害助成事業として9億3,000万円の事業費が計上され、現在、川幅は3倍になったということでございます。

その後、また昭和47年に洪水が発生しておりまして、この昭和47年の洪水につきましては、城原川のいろんな洪水関係は特段資料に挙がっておりませんが、柴尾橋ですか、下流の堤防が一部決壊したということをお聞きしております。それについて、また河川の一部改良工事も行われたということでございます。これは、直鳥橋下流の600mと神埼橋下流の600mで、改良工事として事業費が1,300万円計上されております。

そのほか昭和55年にまた洪水がありまして、これは城原川流域の床下浸水が17戸、床上浸水は32戸というように聞いております。

そういうことで災害がたびたび発生してはおりますけれども、28水から見ますと、現在、堤防も、護岸工事も相当行われたし、川幅も3倍になったということで、そう大して心配するような状況ではないと思います。

また、ちょうど今年の7月19日の洪水でございますが、これは非常に局地的な豪雨でございますが、脊振村の鳥羽院地区は600mmということをお聞きしております。この豪雨で、6番ですかね、川寄の野越しでございますが、そこは越水はしなかったということをお聞きしております。参考までに申しますと、脊振村の被害状況が箇所数で600カ所、被害金額で6億

5,000万円です。査定額が6億5,000万円ということになっております。家屋の崩壊も6カ所ありました。近年にない大洪水であったわけでございます。しかしながら、私の近くの城原川も、このとき現地を一応確認しましたところ、一部河川の決壊がありまして、70mにわたって石垣が崩壊したというところがあります。しかしながら、下流においては、特段そういうふうな被害状況は聞いているわけではございません。

その他の資料といたしましては、昭和20年以降50年間で気温が大体摂氏1度現在上昇しているというようなことでございます。また、城原川周辺で、近年20年で多雨の年と小雨の年の降雨量の差が非常に大きくなっているというような状況だそうです。また、データによりますところ、昭和50年から平成11年までの年間降雨量が2,000mmを超えた年は、昭和52年、昭和56年、昭和60年、昭和62年、平成3年、平成5年、平成9年、平成11年の8回というようなことでありまして、降雨量も、気候の関係との絡みがあるかどうかはわかりませんが、若干減っているような模様でございます。年間の平均雨量が1,845mmということをお聞きしております。昭和28年以降平成15年までの半世紀において、400mmを超える雨量はほとんどない状況であるというようなことでございます。

そういうことで、治水の原則は、洪水時の河川の水位を下げて洪水を安全に流すということが目的でございますので、今後その解決策として、引堤により水位を下げる、あるいはダム、遊水地で水位を下げる、浚渫して水位を下げる、放水路で洪水をバイパスして流量を減らし、水位を下げるというような解決策があるわけでございますが、今後、十分河川の状況を再度確認して、一番適切な解決策を選んでいったらいいんじゃないかと、差し当たってそういうふうにご検討しております。

また、先ほど各委員さんから、自然環境、文化遺産の関係でちょっとお話がありましたけれども、観光脊振路の歌にもありますとおり、私のふるさとは八天山がありまして、春にはヤマザクラがすばらしい景観になるわけでございます。この観光脊振路の歌にもありまして、「バスの縫い行く谷ふかき八天山の山ざくら」というような1小節がございます。また、先ほど委員の皆さんからありましたとおり、明治の遺産として広滝第一発電所があります。これは、明治41年に当時の金額で30万円で完成しております。県内第1号の発電所でありまして、煉瓦づくりでは九州で最も古い。イギリス製煉瓦でつくられております。発電機はドイツ製であります。県内の104件の近代化建築物に選ばれました。また、仁比山公園でございますけれども、「水車の里」として農水省が9億円をかけて整備しております。

こういうすばらしい環境がありますので、こういうことも含めて今後この協議を進めていただきたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続けていきたいと思いますので、お願いします。益田さん、お願いいたします。

益田委員 益田であります。私ごとで大変恐縮ですが、私は公募委員でございます。したがって、国とか県、あるいは自治体から推薦された者ではございません。応募した人間であります。

ちょうど私が居住しておりますところが城原川の分流といいますか、中地江川沿いに私は居住しておるものですから、城原川本流まではせいぜい2km足らずのところでございます。城原川をある程度といいますか、私自身知り尽くしているつもりでございましたけれども、この応募するに当たって、灯台もと暗しというようなこともございますので、城原川をもう一回確認しようということで、応募原稿を書く前に、佐賀江の合流点から仁比山までずっと歩いてみました、あの堤防をですね。そして、改めて城原川のすばらしさというものを感じたわけです。また、天井河川であることも確認しました。ちょうど夕方でございますので、犬の散歩とか、ジョギングとか、地域の皆さん方が非常に利用されて、最近ではリバーツーリズムですか、そういったことでいやしの場でも、健康づくりですね、そういった多面的な利用がされているなという感じがいたしております。そして、そういう方々に途中、途中インタビューといいますか、お話を聞かせていただきました。そして、私はその夜一晩かけて原稿を仕上げました。ちょうど夜明けぐらいまでかかりましたけれども、それで原稿を仕上げた応募したと、こういう立場でございます。

ただ、そこで私は住民の皆さんにお伺いしたんですが、前回の13日に現場見学をしましたが、そのときに、河道ですね、川の中に直径20cmぐらいの木が生い茂っているわけですね。原野とも思えるような、点在しているわけです。それで、「あなた方はこういう状況をどう思いますか」というようなことで、私はジョギングされている方などにお声をかけてみました。そうすると、もちろん佐賀弁でございますから、「何とか、どがんなっとん、これしてくれんば。もううちのとうちゃん、今日も役場さ行っただってお願いしよる」というようなことを、奥さんだっただと思いますが、そういうことを言われました。「それじゃ、こういう原野の状態をきれいにすればやっぱり大変ようなかですか」というようなことを私が申しましたら、「ああ、これはもう、ここいっぱい原野みたいのところをしてもらうぎですね、もうこの川は最高の川ですよ」といったようなご意見を伺いました。

それからまた、野越しの問題、これは各委員の皆様もいろいろな思いをお持ちのようでございますけれども、この点についても流域の方にお伺いを試みました。この野越しというのがあると、何か物すごく危険な川のような印象を受けるわけです。しかし、地域の方に聞いてみますと、この野越しがここ50年前後ですか、機能したことはほとんどないそうです。私は城原川のたもとには住んでいませんから、そこら辺は断言できませんけれど

も、地域の方に聞きますと、「野越しが機能したことはほとんどなかもんなた」といったようなご返事が返ってまいりました。

それから、ずっと上って仁比山、あの渓谷ですね、あのすばらしい渓谷を上って、そして水没の地域の岩屋や政所というところに入るわけですが、そこにも足を運んで、地元の方のご案内をいただいて、ご意見といたしますか、いろいろお話を聞かせていただきました、無責任な原稿は書けませんので。それと、アイデンティティーといたしますか、私の主観的なことももちろん中心には書いておりましたけれども、そういったことで今日この委員会に臨ませていただいております。

したがって、この意見書でございますけれども、極めて大ざっぱに、私、もう何か神経が、余り小さいところに心配りができません関係で非常に荒っぽい、いわばキーワードを羅列したような形になっております。これは、治水、利水、環境、文化、各分野にわたり深く掘り下げ、要点を絞って議論する。この段階で私もじっくり皆さんとご議論をさせていただきたい。また、行政なり各種団体から資料などもいただきたいと思って今準備をしております。また、当委員会の事務局にもお願いをいたしておきたいと思っておりますが、公平かつ正確な資料のご提示を特に強くお願いをいたしておきたいと思っております。

それからまた、費用対効果、これは最近よく公共事業では定番になっているように言われておりますけれども、この点で1つだけ補足をいたしておきますと、費用対効果というものはお金の問題、これは客観的に問題ないわけですね、数値的にきちっと考察ができますけれども、ただ、ここで私が誤解されないように申し添えておきたいのは、要するに環境の面ですね、環境破壊、環境というのをどう評価するか、これはその立場といたしますか、その人の価値観によって非常に評価が分かれると思っております。したがって、一刀両断に金銭的な問題できちっと評価するというのは極めて困難な面がございます。したがって、財政、それから環境評価、ひっくり返ればプラスの面とマイナスの面と言ってもいいんじゃないかと思っておりますが、そういう視点に立ってこの河川の整備を考えていくべきだというふうに考えてございます。

それから、ダムありきの対応では理解できないというのは、もう皆さんご存じのように、他の組織を批判しないということになっておりますけれども、参考として申し上げたいのは、これまで行政当局のお出しになってきたことは、はっきり言ってダムありきです。というのは、ここに新聞の切り抜きを持ってきておりますけれども、昨日ちょうど朝日新聞が「筑後川の未来」ということで、「ダム問題には触れず」というような特集記事を挙げておりました。それで、筑後川の場合は、1995年の事業計画にきちっとダムを位置づけてあります。松原ダム、下笠ダム、それから小石川ダムですか、それから中下流域によっては城原川、それを推進するんだ、事業を推進するんだということがきちっと位置づけされ

ておるわけです。ということは、もうダムありきでの河川整備というメニューがきちっと準備されていたということなんですね。ところが、ご存じのとおり、1997年の河川法の改正によって行政の態度がくっと変わって、そして昨日、朝日新聞が掲載した、いわゆるダムには一切触れずと。そこで繰り返し読んでみたら、「環境保全」というようなことを書いてございます。河川管理については、河道の掘削とか堤防で考えると。それからまた、もちろん洪水調整機能についてはそういった施設も否定はしていないといったような内容だったと思います。

そういうことで、時代とともに我々の生活も変わりますけれども、川とのかかわり合いも変わってくる。そういったことで、時代のその時々ニーズによって河川の行政が変わっていくということに私、若干違和感といいますか、1995年にきちっとそういった計画を立て、ダムを前提とした河川整備を考え、そして8年足らずで今度はまた社会資本整備審議会の河川の分科会では、基本方針はころっと変わってしまう。8年でころころ、ころころ変わる。私は本来、今度変わったことが一番すばらしいとはもちろん思っておりますけれども、河川行政に対する一定の最低限の哲学がないんだなというふうなことを、幾らか私は心もとなく正直なところ思っております。こういった行政のあり方というものについては、委員として注文をつけたい、つけざるを得ないということだけは申し上げさせていただきたいと思っております。

この城原川に対する思いを大体5分以内で述べるというような事務局からの要請が前回送付された文書にはございました。時間のむだをできるだけ省きたいと思っておりますが、城原川を考えると、やはり何と云っても、今この城原川関係では佐賀の導水事業というのが平成20年を目指して行われております。それから、51年から始まりました国営の筑後川の下流土地改良事業、それから県営の土地改良事業、こういった事業を抜きにしては城原川そのものを論議することは私は絶対できないと思っております。といいますのも、私は神埼町内ですけれども、神埼町内には国営、県営水路を合わせて約6本から7本、東西にすばらしい河川が整備されております。したがって、どなたかの委員さんが農家の方のご意見として言われたと思っておりますが、もう水は足りているといったような認識ですね。これはすばらしい、皆さんも実際に実地を踏まれると結構だと思っておりますが、そういう状況にありますので、やはり城原川とこういった県営、国営ですね、水資源開発公団ですか、こういう公団営の水路の整備状況等々の絡みで城原川が今後どうあるべきなのか、どういう川にしていくのかというようなことを議論していくということが私は大事じゃないかと思っております。

したがって、先ほど申しましたように、単なるキーワードを羅列したような形になっておりますが、今後、要点を絞って議論していきたいというような要望を私は書いておりま

すので、もしそういうことになったときには、治水あるいは利水、環境、文化、そういったものを含めて皆さんとできるだけ共通の認識を努力しながらも、私なりの意見をこの委員会で述べ、皆様とご議論をさせていただければ、よりすばらしい城原川が実現するんじゃないかと、そんな思いでございます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、佐藤さん、お願いいたします。

佐藤正治委員 脊振の佐藤でございます。さっき、私と同じ村から公募委員ということで、実松委員がいろいろな内情につきましては申し上げたとおりでございます。私は推薦委員ということで、この委員会が先月発足をされました。下流の方とお会いするのは今回が初めてでございます。そういう関係で、この城原川ダムについての過去の経緯というものを皆さんたちに知っていただきたいというようなことで、ダムの問題にテーマを絞って私は申し上げさせていただきたいと思っております。

現在地にダムの計画が出されてから三十有余年たっているわけでございます。その以前を探れば、やはりもう40年以上になるかと思っております。2カ所、3カ所ほど候補地が挙げられましたけれども、工法上の問題とか、村の反対にあってできなかったという経緯があるわけで、現在地になったのが、昭和50年ぐらいに第1の予備調査がされて、ここはダムが可能だというようなことになってから、本格的な現在の城原川ダムの問題が起き上がってきていると記憶をいたしておるわけでございます。

そういう中で、私がこの中に書いておりまよように、三十数年という長い歴史は何であったかと私は申し上げたいと思っております。さっき、桑子先生の意見の中で個人や団体の批判等についてというようなご意見がございましたので、非常にその点にも触れるかと思っておりますので、その点をあしからずご了承いただきたいと思うわけでございます。30年間ということを考えますときに、私は、現在、城原川ダムがもしもできたならば、その上流500mぐらいのところに住んでおります。七十数年そこに住んでおるわけございまして、城原川というものをこよなく愛しておると言っても私は言い過ぎではないと思うわけです。学校生徒、小さいころから川を何よりの友達として過ごしてきたときがあるわけございまして、城原川については本当に愛しておると言っても言い過ぎではないと思うわけでございます。

そういう中で城原川ダムの問題が起こりまして、本当に30年間の中にはいろいろあったわけでございます。その中で、バブル以前のときは非常に盛んなときもございました。また、落ち込んだときもございました。私から言わせれば、本当に地域の皆さん、また水没の皆さんは特にダムによって翻弄されたと言っても私は言い過ぎではないと思うわけでございます。ダムという問題が起こりまして、本当に人間関係まで損なわれたというのが現状でございます。そういうことを本当に下流の方が実際知っておられるだろうかというよう



なことを皆さんたちに私は訴えたいと思うわけでございます。人口も非常に少ない平和な村でございました。しかしながら、ダムを境にして、反対だ、賛成だという中で非常に人的なそういうふうな問題が起きたということを第一にご理解いただきたいと思います。

そういう中で数年前には足踏みダムだと、いろいろそういうふうなことが上層部でなされておるわけで、本当に下流の方がこの城原川ダムを必要としておるのかというようなことを私は思うわけでございます。下流の方と言えば、ほとんどの方が下流の方でございます。そういうことで、下流の方が本当に地元の水没地に、水没の皆さんに対して、ダムが必要だから、ひとつつくらせていただきたいということを一言でもおっしゃったかと、私はそう申し上げたいと思います。ここにそういう関係の官庁の皆さんもいらっしゃいますけれども、それは必要ですよ、必要ですよということは言われ続けてきました。だから、村内にダム対策委員会と反対同盟と水没者対策協議会という3つの組織があるわけでございます。いろいろそういう面で自分たちの考えの中で進んでおられるわけでございます。そういう点を今度のこの委員会の中でいち早く方向づけをしていただきたいというのが、私の委員としての願いでございます。

今までは本当に「ありき」という中で上の方から進められてきた時点も私はあったと思います。そういうことではなくて、下流も上流も水没地も全部一緒になって協議をしながら、本当にダムが必要であるのか、やめるのか、そこら付近のはっきりした方向づけをこの1年間の中でやっていただきたい。それがこの委員会の務めであろうと思って私も参加をいたしておるところでございますので、各委員さんのご意見なりを十分拝聴しながら今後進めさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたしておきます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き行います。4時までということで皆さん方には会議の招集がかかっていると思います。もし許していただけるならばこのまま続けて、時間が少し延びると思いますが、お許しいただければこのまま続けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、宮地さん、お願いいたします。

宮地委員 宮地です。私はちょうど佐賀平野の真ん中に住んでおります。というのは、私のうちは佐賀江の近くです。それで、仁比山までと、それから大詫間の地先までがちょうど真ん中です。そして、筑後川までと嘉瀬川までがちょうど真ん中というようなところに住んでおります。それで、道楽で川を歩いておりますから、毎日、天気さえよければ圃場整備されたところの道をその日の気分次第で干拓まで出かけたり、仁比山まで出かけております。昨日もちょっと気になりましたから、馬場川の方、あれは国道が整備されて馬場川もなくなっております。

それで、馬場川については、昔は神埼と千代田の相中でやかましい協定書があったので、もう多分あれば必要ないのではなかろうかと。それを神埼町の方と千代田町の方に確認すると、そういうこともあって出かけたんです。そうすると、馬場川の方、これは城原川とは違って、この馬場川は行政のサイドでは田手川の支流ということになっておりますけれども、神埼の方も、それから千代田の方も馬場川と城原川を別個に切り離して考えてはいらっしゃらないようです。特に千代田の場合は、3つの村が一緒になって千代田となりましたけれども、千代田の前は城田村というのが、城田村というのは城原川と田手川からとってつけております。それからもう一つ、筑後川沿いの千歳の方は、これは筑後川が千歳川ということで千歳村というような形。もう一つの境野のというのは、佐賀郡との境ということで、それで今の千代田という町の名が出ている。いずれにしても、極めてこの川とのかかわりというのが深いところなんです。

そして、この地域を見てまいりますと、筑後川下流平野は皆クリーク地帯ですけれども、ここは佐賀県の中では一番濃密なクリーク地帯なんです。特に、さっきお二人の方が中地江とおっしゃいましたが、その中地江というのは昔の犬童川でしょうか、それとも本来の中地江でしょうか、後でお教えいただきたいと思うのですけれども、私が申します中地江は本来の中地江です。犬童川というのは、日出来の方からずっと伊賀屋の近くまで導きまして、それからずっと姉川から下って、あとは境原の リウサハクまで来て、リウサハクで閉め切った、これは本来は用水路なんですけれども、そしてそれから後の方が本来の中地江なんです、29年の河川法改正で、この犬童川まで中地江流域にしてくれという地元の要望もあったわけで、県がそれを県の指定河川になさいましたときに、犬童川という名称がなくなって中地江という形になった。

ところで、皆さんのお話を伺っていると、城原川というものの過去、それから現在はどうのような川であるかというのがまず一番のご関心であったようです。私、実は今85歳で、目がいささか悪いので原稿を書くのが面倒くさいので、県庁に出かけて行って簡単なレクチャーをしましたけれども、話の要領が悪いので、私の趣旨がいささか取り違えられておるようなんですが、第一に申し上げたいことは、佐賀の川は皆さんのお考え以上にみんな小さい川だということです。よそから佐賀に来た人は、佐賀の川がこんなに小さいと。ただ、中にはクリークと川を誤認なさいまして、こんなに水がいっぱいあって、佐賀は水の豊かなところだなど、こうおっしゃるんですけれども、それは違うわけなんです。

そこで、どれくらい佐賀の川が小さいかというのを当面の城原川について見ますと、背振の方がお二人いらっしゃいますし、それからこの前の現地調査では、幸い非常に小さな巨瀬川の方をずっと勝宿神社の方から巨瀬川の基点である妙楽寺まで。巨瀬川というのは、あの小さな1本の川だということをごらんいただいたと思います。それから、鹿路の方に

入って、境峠からこの政所の方に出ていったわけですが、境峠まではずっと上りになっております。そして、いきなり境峠を越えると、これは城原川の水源地域になります。ついでに申しますと、その上の方に三継山というのがありまして、三継山と境峠が分水嶺になっていまして、背振の西の部分はみんなこの嘉瀬川の支流である名尾川の上流になっている。それから、東の方を見てまいりますと、これはツベット山が張り出しておりますので、それに妨げられまして、この田手川の流域、犬井谷から向こうは田手川の流域点で、案外、背振山地を水源とする。皆さんのお考えで言うと、これは山側に相当豊かな広々とした水源地帯があるなどお考えでしょうけれども、脊振村全体がこの城原川の水源地帯ではない。それくらいの川なんです。

そして、そこにさっきお話のありました土器山と、それから神埼の方から大高山が迫っておりますので、そこでこのダムサイトを形成するような深い溪谷ができ上がって。それから、この山ろくには松山 - 伊万里構造線が走っておりまして、構造線の近くですから、急傾斜をなして城原川は谷口の仁比山に出てきております。ですから、皆さんにこの前の現地調査でご確認いただきましたように、急な傾斜で人工の滝をつくってその流速を落としているというような川だと。そして、さっき申しましたように、佐賀の川は皆隣同士の川でお互いにずっと助け合っております。そういうことをご確認するために、例えば神埼土木事務所の管内図をごらんいただきますというと、これは佐賀土木の管内図じゃないかと思われるくらい、佐賀の川とのかかわりというものを重視した管内図になっております。

それから、農林の方の行政の扱いでいきますというと、昔は神埼農林事務所というのがありましたけれども、これは筑後川下流事業との関係もあって中部農林事務所というようなことで、佐賀郡、神埼郡は一体としてこれを処理する。というのは、佐賀の川を処理したり考えたりするには、どうしても隣り合う川との関係あるいは下流の地域との関係というのを考えなければならないということなんです。そして、それを可能にしているのは何かというと、それが何回か皆さんのお話にも出ましたクリークとえごなんです。城原川にかかわりのあるえごを、時間がございませんから、名前だけ挙げますと、この中地江、それから 川口川、それから佐賀江、そして、これは田手川の方から入っておりますけれども、詫田入江というのがございます。それから、これは田手川の方に入れて考えるべきかと思っておりますけれども、さっき申しましたように、城原川と田手川等は一体として考えないと非常にまずいところがありますので、そういう点からいいますというと、鯉江とか 大島江、こういったことまで考え、それらと筑後川とのセットの上で、それをつなぐものがクリークだという認識で、そういうことです。

ですから、城原川は非常に水源が小さい。しかも、すぐ隣の巨瀬川というのは今申し上げたような1本の川になっております。ですから、城原川は川の実力以上にその負担が重

いわけです。川の実力以上といいますものは、この前現地をごらんいただきましたとおり、この城原の 一の井手から始まりましてお茶屋堰までに40近くの取水堰があって、それがこの寒水川と違いまして、寒水川の場合は、寒水川に大地に上った水が戻ってまいりますけれども、そういうことがない川なんです。そこにびっしりとこの40近くの堰が張りついているということになれば、しかもこの城原川はそう豊かな川ではないにもかかわらず、隣の巨瀬川というのがしようがない川ですから、この城原川に対する、特に城原の右岸に対する水需要というのが非常に大きくて、その1つはさっき私が申しあげました犬童川。それから、三千石井堰から引いております横落水路という形になります。それでも足りませんから、横落水路の上の方には……。

それから、ついでに申しますというと、城原川には谷口に出てから城原川に入る支川というのはわずかに2つ、それも本当のしょんべん川の勝負川と菅生川という川だけなんです。そういうことであるにもかかわらず、神埼郡と佐賀郡の境、現在で言えば、佐賀市の方まで城原の水を賄ってもらわなければいけない。もちろん、それについては、嘉瀬川の方からは、私どもの特に「セヨウ」というようなところには、それなりの手当てをして水を引いているわけですが、ともあれ、川的能力以上に期待は非常に大きい川であるということなんです。

となりますというと、上流にため池があるだけで足りませんから、お茶屋堰から下は、皆さんご存じのとおり、つい最近まではアオ取水ということをやっておりました。このアオ取水というのも、えごというものがないとアオ取水ができないので、アオ取水できるところは川自体がえごという性格を持っております。

そういうようなことで、佐賀の川をお考えいただく場合には川が小さい。川が小さいから、これをため池なりクリークで補う。あるいは、本来は筑後川の変形利用であるところのアオ取水というようなことでずっとやっていて、その細かい実態はお話しすると切りがありませんし、それからその現況、そういうことの中で、なぜ川副までそういう神埼土木の管内図に書いておるかといいますというと、さっきこの幹線水路のお話が出ましたけれども、幹線水路自体は城原川のそれぞれの草堰とは非常に密接に実は結びついて、そういう城原の草堰から導かれた水が……。

それから、ちょっとさっき、あれを見せてください。これは、今、高速で見えなくなっておりますけれども、高速がなかったときの城原川を国民宿舎から見た景観です。これを ごらんになりますというと、城原川は嘉瀬川と違って扇状地らしいものを形成しないままに、そのまま上流からいきなり下流になっている川だということがおわかりになると思います。そして、これから後がすぐ天井川になってまいります。そういうような形で、川的能力以上に右岸側への用水の負担が重いわけですが、そういうことで三千石井堰を

つくりました。時間がありませんからこれくらいで、細かいことはお尋ねいただければいいつでもお答えいたします。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。途中でとめまして申しわけありませんが、また議論の中でたくさん話をしていただけるのではないかと楽しみにしておきます。

それでは、白武さん、お願いいたします。

白武委員 専門家じゃありませんので、本当に恐縮なんですけど、25ページをごらんください。私は城原川流域の川のすぐ近くに住んでおります。私の視点というのは、地域住民の要望、意見というのを重視するという、そういう立場であります。その点で論点を幾つか提起させていただきたいというふうに考えます。

まず、第1点です。いつか「ダム早期建設に地元の強い要望」というのを見たことがあるんですけども、その「地元」とはどの地域、範囲を指すのかということです。地元住民の要望、意見を重視する立場から、それをはっきりしていただきたい。その「地元」の強い要望の背景、その根拠は一体何なのかははっきりさせていただきたいということです。

ちなみに、下流域の神埼町の議会、区長会、それから千代田町の議会などでも強い反対を議決されていると聞いております。

それから、利水受益団体の佐賀東部水道事業団、これは13市町村長会議でその企業団を構成するというふうに聞いておりますけれども、平成13年3月に城原川ダム建設必要なしというふうにされているということを知っています。そういう意味で、「地元」というのは何なのかということと、その要望の背景と根拠は何かということです。

2点目です。大災害をもたらした昭和28年の洪水以前の城原川をめぐる状況というのはどうだったのか。上流域の森林植栽状況あるいは河川の幅、堤防、護岸、そういった状況はどうだったのかということが知りたいです。

3点目、昭和28年大水害以降の城原川流域の整備状況。その整備により城原川の治水、利水機能の高度化がどの程度図られてきたのかということは明らかにすべきである。特に、次に示す5点ぐらいの事業、まだほかにもあると思いますけれども、その整備目的、内容、それと整備地域、範囲を示して、その治水、利水効果を具体的詳細にして総合評価をすべきではないかということです。そして、残された課題が何であるか、その課題の程度を明確にする必要がある。そして、河川の整備で対応できるものか否か、このことを明確にすべきだろう。ダムなのか、河川整備だけで対応できるものかどうか。

まずその1、城原川の河川改修、この整備期間は昭和28年から35年。そしてその後もずっと引き続き毎年行われている浚渫工事というのがありわけですけれども、その点の評価です。

その2、事業費995億円を投下した「佐賀導水事業」、昭和40年から平成20年、この評価で

す。

その3、事業費1,840億円の国営筑後川下流土地改良事業、昭和51年から平成18年、この評価。

その4、事業費127億円の県営土地改良事業、この評価です。

その5ですけれども、これはちょっと訂正をお願いします。事業費は「159億円」じゃなくて「437億円」で、「佐賀県が131億円」、「受益者が109億円」、こういうふうに訂正をお願いします。この「県営圃場整備事業（佐賀東部地区）」の評価です。

こういった点で課題が何なのかということです。

それと4番目ですけれども、これはちょっと私、不勉強でよくわからなかったから、城原川が田手川とどう関連するのか、そのあたりがよくわからなかったんです。中地江川なんかは非常に関連があるということは今ご報告の中でわかりましたけれども、特に城原川に限定して、その流域の戦後の洪水発生とその被害状況はどうだったのか。流域整備が始まる昭和28年以降現在までの50年間の経緯について、誇張なく実態に即して具体的に示していただきたいということです。

5点目ですけれども、城原川ダム建設に伴う予測される佐賀県及び各流域自治体の財政負担額を示してほしい。流域自治体の現在の財政状況と負担可能性というのを明確にすべきで、また下流域住民の負担額というのは現状にどの程度加算されることになるのか、農家を含めてそのあたりをはっきり、そして何年間それを負担し続けるべきなのかということです。

第6点目です。これは環境問題に少しかかわります。ダムをめぐる予想される環境問題と行政、財政的対応です。下記のような環境問題というのを抱えた既存ダムというのが幾つもあると思うのですけれども、城原川ダムでも同様に予測されます。長期間貯水された腐敗水やヘドロ化した土砂が下流域に排出されることにより、魚などの水生生物への影響、プランクトンの変化によるノリの不作、有明海の生態系への重大な影響というのが危惧されるんじゃないか。

例えば、熊本県の荒瀬ダムなんですけれども、平成14年12月に熊本県知事は、その堆砂とか泥土の除去など環境対策に多額の費用が必要だということで、平成22年4月までにダムの撤去作業に入るということを表明しているというのが1点。

第2点、富山県の出し平ダムですかね、ここは平成3年にダム底にたまった46万トンの土砂を排出したところで、そのヘドロで生き物のすめない海の砂漠化が始まっているということで、民事訴訟が起こっているということです。これが2点。

3点目は、国土交通省の調査が平成12年にあって、日本のダムが予想を上回る速さで土砂に埋まり、中規模以上782ダムのうち44ダムが既に貯水池の半分まで埋まっている。貯水

池の20%以上埋まったダムが124に上るといことです。対策に要する財政面でも大きな問題があるという点です。こういうことに対し、財政的に耐え得るかどうかということは議論される必要がある。

7番目です。城原川の上流、下流域など、局地的な大豪雨の予測可能性ですが、局地的に降る傾向があるとおっしゃるんですけども、それは科学的に気象庁の予測でもってきちっと示すべきであろうというのが7番目です。

8番目、城原川ダムをめぐる水道用水、都市用水の需要が将来どれだけ見込めるか、明確な予測が必要であろう。今、東部水道事業団では要らないというふうなことが出ているわけですけども、もしその利水需要がない場合、利水目的のないダム建設というのは可能かどうかということです。それが8番目。

9番目、ダムをめぐる一般的情勢把握の必要性です。下流域の人口の動向、水需要の動向予測、それから地域経済情勢と動向。農村工業導入というものが果たしてどこまで進むのか。地方自治体の財政状況予測、それから将来の生活環境の維持方策というのは、具体的にどういうふうに関連していくのかということも重要だ。

10番目です。これは1番目とかかわりがあるかもしれませんが、予定地がこうむったダム建設にかかわる調査などの影響、風評被害。30年以上とおっしゃったんですけども、例えば生活、生産の環境整備のおくれや不十分さが発生しておれば、その経済的評価を行うべきであろう。もしダム建設が中止された場合、その被害額を補償していくべきか否か、だれが補償すべきかも議論されて、この場でされるべきかどうかはいまいちわかりませんが、その点もやっぱり議論すべきじゃないかなというふうに考えます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、古賀さん、お願いします。

古賀委員 今までたくさんの方が説明してありますので、重複したところは割愛させていただきます。

私は、とりあえず論点というところに的を絞って書きましたけれども、ただ、この意見書を出すときにこの城原川流域委員会、すなわち整備計画ですね、そこら辺のところを余り強く意識せず書いております。追加があればまた後日出したいと思いますが、あくまでも入り口論のところを書いていきます。

治水につきましては、とりあえず前回の報告でも治水安全度とかいう話が出てきましたが、その治水安全度の説明の方法ですね、これは筑後川に引っ張られて、いろんな治水安全度の評価もなされております。再度、城原川に本当に計画論として必要な雨も原点に立ち上って分析していただきたいということです。これは、特に事務所の方をお願いすることになるかと思えます。

あとは、先ほどからなかなか城原川が安全のように表現されていますけれども、一方では、河川管理者の方は治水安全度が10分の1程度というのは、これは私の感覚から言っても非常に低いと言わざるを得ないと思います。ただし、その値が原点に立ち上って分析し直すと変わるのか変わらないのか、そこをきちっと整理していただければと思います。

あわせて、住民の方から見れば、直近の少なくとも二、三十年間というのはひやっとすることが余りなかったということですので、そことのギャップをちゃんと説明できるようにしていただきたいということです。

それと、2番はこのリスクです。河川局の用語でいくとダメージポテンシャルというんでしょうか。要するに、治水安全度というのは、これはいわゆる確率だけで議論いたしませんけれども、一般的にこれは治水も一緒なんですけど、ほかのところも一緒です。すべての面において安全になればなるほどリスクは高くなる。これは一般的な傾向です。そういう意味で、特に野越しのところも含めてですが、安全になればなるほど土地利用というか、住宅が川のそばまで寄ってくる。これは河川管理者の責任ではないんですが、ただ、現実が昔から比べてどう変わってきたのか、今はどういうリスクの状態になっているのか、将来起こってはいけないことがもし万が一起こったときにどのような状況になるのか、そこをちゃんと提示していただかないと、恐らく賢い選択というのは多分できないんだろうと思われまます。

それと、28ページのところに利水、それから他事業へ与える影響、他事業から受けた影響ということで波線を引いてありますが、私、引いた意識はないんですけれども、多分事務局が引いてくださったんだろうと思います。要は、城原川の利水というのは単独では議論できない。筑後も入ってきますし、嘉瀬川水系も入ってくる、いわゆる広域的に見ないといけない。そうやってきたときに、あるところが何らかの計画変更あるいは事業変更を伴いますと、その影響が理論上は広域といいますか、全域に及ぶわけですね、要はそういう影響がどのようにあられるのか。既に今まで幾つか事業を変更したところもあります。それに伴って、本来ならばその変更に伴って今の状況は昔つくった計画に比べてこういうきつところがあるんですよというのを、本当は各事業担当者がきちんと説明した上で事業も変更するのが筋だろうと思うのですが、そういう情報がはっきり申し上げましてオープンになっていないと判断せざるを得ないと思います。そういう意味で、そういう情報を洗いざらい出していただきたいと思います。これは、国交省さんではなくて、特に県の方をお願いしておきたいと思います。

それから、環境については、これはこの委員会では先々の議論だろうと思いますが、何せこのメンバーの中に自然を、あるいは生き物を代表して発言していただく先生は今のところ井上先生お一人しかおられません。要は、ほとんどの部分がいわゆる人間同士の都合



で物を考え始めることになろうかと思えます。そうしたときに、恐らく生き物たちの代弁者の合意形成というのは非常に難しいものがあるかと思われま。特に、この整備計画も含めてですが、この整備計画（案）は河川管理者が一応つくることになっておりますけれども、ただ、こういう法律ができたときには、本省も含めてですが、まだどういう自然観で計画をつくっていいのかというところまでは詰めていなかったと思われま。そういう意味で、この委員会ではそういうところまで議論をした上でないと、それこそ合意形成という言葉が何回も出てきますけれども、非常にきつい議論になろうかと思われま。

そういう意味で、この後、多分意見の反映方法ということで議論が出てくると思いますが、そういうところにつきましては、河川管理者としてのいわゆる基本的なスタンスというものを提示していただかないと、我々がどのような意見を出すか、それを見てからじゃないと言えない部分も多々あると思えますので、席の後ろの方でしれっとして聞いているんじゃないで、次回あるいは次々回には、我々はこういうスタンスで計画をつくり上げていこうと思っておりますということをお示しいただきたいと思えます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

これで最後になるのかしら。七戸先生、お願いいたします。

七戸委員 時間が大幅に押しておりますので、おおむねのところはそのペーパーでそのままお読みいただくという形で、ちょっと誤植と間違いだけを正す形にしたいと思えます。

31ページの上、1行目の部分であります。治水に関して選択肢A、B、Cの3つがあり得ると言ったんですけれども、3行目の(それ以外の選択肢は考えられない)というのは、ちょっと今の段階で限定的なことを言うのは危険ですので、削除してください。

そして、選択肢Cを選択肢Dに繰り下げて、Cとして1個入れます。それは、選択肢C、堤防整備拡幅、河床掘削という選択肢。そうしますと、これは治水関係の話なんですけれども、選択肢Aでダム建設を行う。それから、野越しの背後地について公用収用あるいは地役権を設定する。ちなみに、野越しを保存する、しないという議論は、野越しというのは洪水の対策の施設の一部にすぎません。野越しは後背地と一体化して初めて機能する洪水施設なわけであって、ほかの河川とかでは、遊水地をつくったり、あるいは地役権設定をしたり、あるいは3号地指定、河川法の6条の3号なんですけれども、そういうことをやってワンセットなんです。野越しだけというのは施設の一部にすぎないわけです。その部分を確保する。それから、新しく入れさせていただいた堤防整備拡幅、河床掘削。ただ、なぜ入れなかったかといいますか、これは野越しをつぶせという意味ですから、自然環境の側からの反対が多いたろうからということであらかじめ削ってしまったんですけれども、ここはもう一度デフォルトに、初期値に戻します。Cを入れさせてください。

これのどれをとるか、あるいは合わせ技になるかと思っております。これに関して具体的

な費用対効果、その他の客観的な数字を出してほしい。我々は、先ほどの話でもしましたけれども、専門委員であります。専門的な知識を持っている人間であって、地域からの代表者の委員もいらっしゃいますけれども、ここは地域の利益とか主張を吸い上げて発言する場ではない。それは、次に意見反映のところの議論で出てくるように、次の条文、4項のところでもやられる事柄であって、ここに地域の方が出てくるのは、地域に対して専門的な知見を持っているから、この委員に属しているわけでありませう。

ちなみに、この4行目のところで、第2回委員会資料2として、「城原川優位費」と書いてあるのは「城原川流域」の誤植なので直していただいて、本委員会の制度上の位置づけに関する必要性、4の部分ですけれども、これも先ほどお話ししたように、この委員会は専門の委員の客観的な流域計画をつくるための委員会であって、意見聴取の、地域の意見の吸い上げでもなければ議論を闘わせる場でもないというのは、委員の方々はもう重々理解した上でこの委員会をやっているわけですから、一般あるいはマスコミに対してこの点が誤解されているように思われるわけです。

この点との関連で最後の段落にちょっと誤植がありまして、たとえば本委員会が上記法の趣旨に基づき構成の「構成」は公明正大の「公正」ですので、これも直してください。客観的な河川整備計画を作成したところで、一般の趣旨が理解できなければそれは間違っただけになってしまうことがあるので、この点についても確認していただきたいということで、以上でございます。

荒牧委員長 以上で委員の皆さんから出していただいた論点についての趣旨説明という形では終わりました。

特に何かこのことだけは確認しておきたいということの質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

古賀委員 今日のところは論点を各自出して、これはホチキスでとじただけですよ。これは、本来ならば1つにまとめる作業が要るんじゃないかと思うんですよ。どなたがされるんでしょうか。

荒牧委員長 このまとめというのをもう少しイメージを教えてください。

古賀委員 これからの議論を進めるためのポイントですよ、そこをこの中からいわゆる串刺しにして、恐らく整理するなり分類するなり、特にその順番も含めて整理して、それを一度全員が納得してからのの方がむだな意見交換が減るんじゃないかなと思うんです。

荒牧委員長 打ち合わせのときに私が聞いた話で申しわけないけれども、先にこちらで説明していいですか。

実は、後ろの方の議題のところ、(3)の次の次回委員会についてのところで今後の進め方というところを話題にしているわけですね。それについて具体的に今後の進め方につ

いてまで、論点だけでなく、今後の進め方について出されたものというのは、桑子さんが出されたいわばその順序というのについての意見表明があります。むしろこれは順序が重要なのではないかということですね。意見は後で補足していただきたいのだけれども、日常の河川の状況から、いわば非正常というか、非常時のところに議論を進めようというのがご提案の趣旨だと思います。そのことについては今から少し議論をさせていただいて、そういう順番の流れみたいなことを趣旨説明いただいた後で、もしそれにいろいろ異論があれば次回にでもまたできると思いますけれども、今回そういう意見を聞いた上で皆さん方の意見聴取を図りたいと思っているんですけど。ですから、ここには順番というのと、例えば先ほど言われた串刺しの問題というのはどういうふうに表現するか問題ですけども、ここに資料 - 5 という形で書かれているものというのは、議論の順序をこういうふうにしてはどうだろうかという提案がなされていますので、まずそれを聞いてからでいいですか、それともどうでしょうか。

古賀委員 今日の論点のご説明を伺いながら、結局、ちょっと言葉がよくないんですけども、私は私の専門があります。その土地に住んである方はその土地勘という専門があるわけですね。そういう意味で、我々が共有の情報として正しく認識しないといけない情報は何なのかということ、恐らく今日の材料の中から、これはちょっとおかしいよとか、これは多分正しいでしょうとか、あるいはこれはわからないから調査しないといけないでしょうとか、そういうところをできるだけ早い時期に束ねておかないと、いわゆる間違った知識と間違った考え方で議論し始めると、もう合意もへったくれもなくなるわけです。だから、そういう情報はできるだけ早めに出しておかないと議論が集約できないんだろうという気がします。

荒牧委員長 ここで述べられているのは、多分順序という形で述べられていると思います。今、古賀さんが言ったのは、結局この項目が桑子さん風に言うと5項目ということになるんでしょうけれども、この項目について調査すべきこと、知りたい情報についての一覧を当初から用意しておくということを今言っていると思っていいんですか。

古賀委員 というか、もし我々が共有できる知識があったとするならば、この各委員が書いた論点が恐らく修正されるんだろうと思うんですよね。その修正作業もなしに議論をすると、結局ここから各人が議論を始めますよね。

荒牧委員長 だから、今言われているのは、例えば……。

古賀委員 だから、要はこの書かれざる論点の中に幾つかおかしいところがありますよということですよ。

荒牧委員長 それは、今ここで出されても構わないと思います。

古賀委員 だから、それはだれかがそういう作業をやらないといけないんですよね。

荒牧委員長 この委員だけではなくてということを行っているわけですね。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 委員でない人が、だれがやるというふうに。

古賀委員 だから、そういう意味では、その専門家がたたかれるのを覚悟して、エイヤと書いてもらわないといけないと思います。

荒牧委員長 だから、これにこの議論を、今出された論点について、これだけのもののデータが、資料が用意されますということについてのその一覧なり、あるいは意見なりというか、そういうことができますよということについて事務局から出していただくということを求められていると思っていいですか。

古賀委員 はい、そうです。

荒牧委員長 今のことについて、今、急に言われてあれかもしれませんが、ご意見があれば教えてください。

事務局（川上） 今、古賀さんが言われた、ご意見を事務局として、事務局というか、できるだけ健全な議論をしていただくお手伝いという意味合いで聞いていただければと思うのですが、今日お話をずっとお伺いして、それぞれの立場で生活実感、要するに城原川に対する各委員の思いみたいなお話が1点ございました。

それと2点目は、こういう論点で私は議論をしたいというお話もございました。その論点の中には、今、古賀さんが言われるような共通のテーマ、相反する論点みたいな話もあったかと思えます。その辺のことを言われているかと思うんです。全体を一回整理して、できれば共有化した方が次のステップに行きやすいのではないかというご趣旨だと思うんですね。

それと3点目は、まず論点の議論の前にわからないことが多過ぎる、要するに情報をきちっと知りたいというお話もあったかと思うんです。その3つがそれぞれの委員から出たように思うんです。

そもそも、こういうふうなご提案、桑子先生からもいただいて、私もいいのではないかなと思ったのは、本来ですと、今日の議論を聞いていまして、もう一つあるのは、この位置づけの話で法的な位置づけの話がありました。まさにそれがそういう位置づけなんですね。しかしながら、城原川は城原川ダムの議論がホットな議論となっているわけですから、それぞれの地域のいろんな思いがあるから、今回いろんな方々に公募もお願いしましたし、流域の市町村の推薦もお願いした。要するに、幅広い議論をしてもらいたいと、こういうことでの構成で、これは全国共通というよりも佐賀方式だと思っております。そういうことで、しっかり議論をしてもらいたいから、同じテーブルに着くのも、いろんな方々で議論をしてもらいたい。ただ、流域委員会の位置づけは、七戸先生が言われたような法的

な位置づけはそういうふうになっておりまして、そこのところを認識した上で我々としてはしっかり議論してもらいたい、こういう構成でやってもらいたいと、そういう思いがあります。

そのためには、まず最初は、それぞれ同じテーブルで議論していただきますから、それぞれがどういうお考えで、どういう論点をお持ちかというのをしっかり共有化した方が次のステップに行きやすいのではないかとということで、今日のお話の結果になったと思うのですが、しかし古賀さんのお話のように、じゃ、次の展開はどうするのかという話で、その論点の整理をどこかがすべきということだと思っただけですね。私もずっと聞いていて、そういう整理を、何もその事業者という立場ではなくて、議論を健全にするための整理を事務方でさせていただければと思っております。それに対して、いや、これは趣旨が違うとかおかしいとどんどん言っていて、共通のペーパーを皆さん方で次回ご議論いただいてつくっていただければありがたい。

それとあわせて、1カ月後またお願いしないといけないということもあって、事務方のもう一つの情報提供ですね、資料を整理しろというお話が、できるだけ次回に間に合うように努力いたしますが、また引き続きありますから、同時並行的にこの2つを次の議論のサポートということで事務方として用意させていただければなと考えております。これはご提案でございます。

荒牧委員長 そういう趣旨でよろしいですか。

例えば、先ほど言われたことと言うと、今、事務局の方で議論を進めるために、論点の中で出てきた種類のもので、最低限これとこれとこれはもう早急に議論ができると。それから、先ほど言われた、まだ誤解に基づいてあるようなことを正すことも必要だとおっしゃっていたけれども、それについても、それを補足できるようなものというのが出てくれば、それは次回の委員会で出せるということでもいいんですか。それとも、リストを出せて議論の助けができるというか、今後むしろこういう資料が必要なのだよというふうに出せますかということは、どちらでよろしいんですか。

古賀委員 それは私が答えましょう。出せます。

事務局（川上） 今ちょっと顔をうかがってましたら、リストは絶対出しますと。あと、また次の会もありますから、できるだけ努力をいたします。できるだけ次回まとめはしたいと思います。そして、資料についてもできるだけ用意をさせていただきたいと思っております。

古賀委員 調べないとわからないことはリストでいいと思うんですよ。いいですか。だけど、今の時点で、ある知識のところのボトムアップをするところについては出せるはずであって、出せないようではおかしいはずですよ。

荒牧委員長 よろしいですか。

事務局（竹下） 資料の方ですけれども、先ほどご議論等がありましたので、資料 - 5の方を見ていただくと、何も第3回委員会のところには論点に対する議論とは書かれておりません。あくまでも現状認識ということで、これには当然資料の提供、今後共有していくもの。今回は、先ほどご意見としてありましたとおり、各委員からの論点だけの提示ということでございますので、それについては、それを含めて当方の方で現状認識。先ほども各委員からキーワードでよく出てきたのが、昔を知りたい、今を知りたい、それがないと議論にならないというご意見が大変多かったかと思えます。その意味合いで、また桑子委員からも、城原川のいいところ、ほかの川との共通点、悪いところというふうなご意見もいただいておりますので、その現状認識を始めよう。その現状認識を進める上での順序ということで、桑子委員からもこういう順序であると。まずそれで情報も提示し、また日常から非日常にかけての順序で資料をまとめていく中で、先ほどの共通の事項、わからない事項、そういったものの共通認識を持った上で、その下の方に書いてあります論点に対する議論を行うという手順になりますので、今までの議論の中のお話とこのペーパーの中のお話とは一致すると考えております。ただ、このペーパーの説明をまだしていませんでしたので、ちょっと誤解等が生じたところは、当方の資料作成の努力不足だったかと思えます。

ただ、一方で、1カ月に1回という物理的、時間的な点もあります。そういった中で、いきなり非日常を出しても実感がわかないというご意見等もありますので、まずは一つのご提案としまして、桑子委員からご提案のあった日常からの情報をこの順序で整理していく。それで、わからないところは、先ほどとりあえずリストでいいからというお話もありましたので、そのような努力は当方としてやっていきたいと考えております。

荒牧委員長 この絵が先に出てしまっただけで申しわけないんですけども、ちょっと趣旨を説明していただくと議論の助けになると思えますので、よろしく願います。

桑子委員 ご提案させていただきましたのは、時間的に非常に限られた委員会でございますので、どういうふうになれば一番効率的に頭の中が整理できて、城原川の将来を見据えた議論ができるかなということを私自身の課題として考えましたときに、こういう順序が一つの案として思い浮かんだわけでございまして、これでなければいけないということはありませんし、今日、皆さんのお話を伺っていて、本当にこれでいいのかなという気持ちもあります。

それから、今ご意見が出ましたように、資料を整備するにしても、非常に難しい部分と容易にできる部分があると思うんですね。これがこの順序に合わせてうまく出てくるといふ保証は全然ないわけですので、できるならば、今日いろいろ出されたポイントでどうい

う資料が必要かとかをきちんと整理していただいて、できるだけ早く資料を、出せるものは出して、調査すべきものは調査して、この項目自体も相互に深く関係しておりますので、ある程度その議論の前後、例えば利水を考えるときにもその歴史文化というのを考えないといけないということもありますから、必ずしもこれに縛られることはないんですけども、こんな形で議論していったらどうかということの一つの案として提案させていただきました。

荒牧委員長 全体として見ると、第3回から第6回くらいまで、4回ぐらいにわたって、現状認識と価値観、いわゆる共有化を図ろうということを書かれているわけですが、ですから、その中で資料とかデータとかというものをとって、その認識を深めていくという考え方でいいのかどうかというのはいかがですか。

古賀委員 資料 - 5 の真ん中に議論の順序ということで、これは矢印が打ってありますよね。この矢印は、要するに利水からとんとんと行って治水へということですか。イエス、ノーでお答えください。

荒牧委員長 それでいいですね。

事務局（竹下） はい、そうです。

古賀委員 要は、今日出てきた論点と、下の方に書いてある論点に対する議論の論点、これは私は違うものだと思っているんですよ。だから、今日出てきた論点を整理して、議論をするための論点を通してつくって、そのつくる過程でこの矢印というのも、本来ならば動くかもしれないし、今の時点でこの矢印を入れるのは時期尚早ではないかという気がいたします。そういう論点の共通認識があって初めてこの矢印についても我々はそれこそ自由に意見が言えるんじゃないでしょうか。

荒牧委員長 これは、いわば提案について表現されたものですから、皆さんと議論して、どういうやり方でやればいいのかという一つの素案ですので、素案だと思っていいですよ。ですから、今、古賀さんが言ったみたいな形で言うと、具体的に何と何と何を次回に用意し、議論をするかということをお話していただけると。今の話だと、今日出されたものの論点を項目ごとに整理して、それとの資料の対応がとれるようにまずはしてほしいと。その資料をまず説明していただいて、そして共有化できるところ、間違っていて認識している部分のところから正していこうではないかという作業でよろしいですか。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 今のような意見が出されていますが、いかがですか。

宮地委員 今日いろいろお話を伺っておりまして、大体一番それが、竹下さんも言ったところなんですけれども、お知りになりたいことは、城原の過去と現在、それが定かでないところがいろいろあるので、それをはっきりつかみたいと。その過去と現在の中には、

いろいろな行政資料、行政がお持ちになっている各種の、ある決断をするのに必要な資料もいろいろあるので、それらは専門の委員の方からいろいろお出しいただいたわけですが、ですから、城原川について今の程度までわかっており、どこからわからないのか。そうすると、非常に基本的な作業からいえば、城原川についての文献資料のリストから整理をしていくというようなこととなりますけれども、それはちょっと短い期間の中ではやりにくいことなんでしょうと思います。

まず、城原の過去と現状。過去があって現状があるわけですが、それは最近の圃場整備まで含めてですけれども、激動国家以来のいろいろな伝統がありますから、それらを含めて、同じクリーク地帯、城原地域には、吉野ヶ里の環濠集落だけでなく、中世の環濠集落がたくさんありますので、それらのものも含めて城原の現状というもの。そして、その現状ではぐあいが悪いので、それに基本的なメスを入れたのが下流用水事業なんですけど、そもそも下流用水事業というのは何であるか、どういう問題点があるか、これらのものも、整備以前の航空写真と整備後の航空写真というのを対比しながら厳格に吟味して、今後このようなことも予想されるということまで出せばいいなと私は思っております。

荒牧委員長 今回の議論なんですけれども、今、古賀さんからは、次回以降の進め方ということについての提案があって、今日出された論点をもう一度整理して、そして論点の表というか、その全体像をわかるような形にまとめてもらって、それと、先ほどから出ているように、現状認識を行うための資料あるいはデータ、そういうものをまず提出していただきたい。そして、議論のまだ誤解している部分とか認識不足の部分とかというのをもう一回正した上で共通のところからスタートしましょうというご提案です。いかがでしょうか。委員の方はよろしいですか。

白武委員 整理するという意味が非常に、議論しやすいものに限定するとかという意味じゃないんですよね。やはりそれぞれの委員の方がいろいろ一生懸命考えて今日論点を出されているんだろうと思いますので、それをきちっと網羅するような、網羅する整理の仕方ですよね、その点をお願いします。

荒牧委員長 今度出てきたときに注文をつけてください。能力の限界を超えているのかもしれないから、能力の限界を超えていたら修正するという形でやっていきたいと思しますので、よろしいですか。

事務局（川上） 荒牧先生、ちょっといいですか。

荒牧委員長 はい、どうぞ。お願いします。

事務局（川上） 今、事務局が言っていることと古賀委員さんが言われていることは、余り基本的な流れは変わらないんですけれども、ただ、今日、論点とお願いした中に、各委員の中で現状認識のまとめもあるんですよね。それで、こういう論点で議論をすべきだ



と、2つがごっちゃになっていたしまして、いずれにしてもそれを整理しないといけない。だから、次回、せっかく出していただきましたから、先ほどのご意見にもありましたように、この集約をきちっとして、皆さん方と共通のペーパーをまずつくらないといけない。そのお手伝いをさせてください。

それともう一点は、事務局が提案したのは、論点に、すぐりぎり議論するのではなくて、やっぱり現状認識をきちっとすべきだろうと。それが、宮地さんが言われた過去、現在をきちっと押さえようということの整理だと思うんですね。その辺も今日いただいたペーパーの中に現状認識であるんですね、知りたいこととか。そういうものをできるだけ全体のまとめの中で、過去と現在をどういうふうにそれぞれの分野ごとにわかりやすくするかと、そういった整理も必要だと思っています。ただし、今その整理が事務局でどこまでできるかというふうなところもあって、全体像を今回まとめますから、その中でできるだけ努力しますが、また次回以降に足りなかった。分は、積み残しも出るかもしれませんが、皆さん方の議論が進むようにできるだけ精いっぱい努力をしたいと思っております。

荒牧委員長 それでは、そういう形でまとめさせていただきたいと思います。

どうぞ。

竹下委員 資料ということで話が出ていますけれども、各委員さん、私はこっちの分野が不得意だから、こういうことをよく知りたいとか、こんな具体的なことを知りたいというのは結構あるんじゃないかと思うんですね。そういうのは個別に聞き取りをしていただいて、すぐに出さなくてもいいですから、後でもって、出せる分についてはそういうふうな形で、どうしても個人的に知りたい、こんなことに興味があるということについては、できれば聞き取りをしていただければというふうに思います。

荒牧委員長 よろしいですか。

今言われたみたいに、短時間の委員会ですので、本当に知りたいことのテーマがなかなかすぐには出てこないかもしれませんので、そういうチャンスがあればつくって、委員の人たちに聞き取りをしていただくということも検討してくださいということです。

事務局（中村） ちょっと今のでよろしいでしょうか。

荒牧委員長 どうぞ。

事務局（中村） 今のをちょっと確認したいんですが、今、竹下さんのおっしゃったのは、もう一回この論点ペーパーみたいな形でそういう聞き取りをかけてもらいたいということでしょうか。私どもとしては、この論点ペーパーもかなり、そういう意味で既にお聞きになりたいことが出ているのではないかと思っていたんですが、さらにということで。

荒牧委員長 ただ、今言われたのは、資料とか必要なものが具体的にできてきたときに

はということだというふうに聞いたんですが、よろしいですか。

竹下委員 はい。今日の議論も踏まえた上で、私は特にこんなことを知りたいとか、いろいろそれぞれの委員さんもあるんじゃないかなと。そういうことについてできれば聞き取りをしていただいて、こんな資料が、詳しい資料が欲しいというような意見を聞いて、答えられるんだったら答えていただきたいということです。

荒牧委員長 一応、今のまとめとしては、3回から6回ぐらいまでということを経務局の案として出されていますが、その区間の間で必要な書類あるいはデータ等について、必要があればまた後からでもお願いするという形で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、皆さんに1つご提案がありますが、ちょっと時間との関係もありまして、住民意見の反映方法については、今と同じような処理を少しさせていただいて、皆さん方から出されたものをもう少し事務局でまとめ、詰めをしていただいて、それから可能であるかどうかということの時間との戦いの問題もありますので、それは一応どういうことが実際に可能なのかもありますけれども、そういうまとめを一回していただいた上で次回に議論をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。今日は、意見の反映方法について意見集約をペーパーでいただいたという時点である、まだ議論は進んでおりませんということによろしければ、一回まとめていただいた上で議論をしたいと思いますが、次回以降という形で重複してやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、そういうふうに進めさせていただきたいと思います。

どうぞ、古賀さん。

古賀委員 別段、異論があるわけじゃないんですが、ありません。それで、資料-5についてちょっと質問なんです、右側に「住民意見の反映」と書いてありますね、これは実施するという意味の矢印ですか。

事務局（竹下） 第1回の委員会的时候に簡単なスケジュールをご提示させていただきましたが、第3回で住民意見の反映方法の議論が進めば、具体的に住民の方に公聴会等という表現でお聞きをするということにしております。

古賀委員 その聞き方が、要は整備計画の作り方のプロセスについて、まだ整備局自身がいい経験をしていないし、シミュレーションもしていないし、今走りながらやっている嫌いがあるわけですよ。

それで、これは手前みそになるから余り言いたくなかったんだけど、要はこういうことになるであろうということで、旧地建時代に、3年か4年ぐらいかな、議論をして、こういうやり方であれば住民意見の反映もうまいぐあいにくし、それこそスムーズに川づくりもできるんじゃないかということ議論して、マニュアルではありませんが、心得

をつかって、そういうものが、今は整備局ですか、河川環境課にありますので、一回目を通しておいてください。そうしたら、少しは河川管理者としてのやるべきことが見えてくるんだろうと思うんですよね。このやり方は、要するに法律の手順に従って、やればいーだろう、やります、やりましたという感じのプロセスのような気がするんですよ。それで、法律に書いてあることというのはそれこそ最低限のことであって、志を持ってやろうとするならばもっと違うやり方があるはずですよ。そういう議論を踏まえてつくったものがありますから、一度目を通しておいてください。

事務局（竹下） ありがとうございます。この委員会の目的にも、住民意見の反映方法の指導、助言をいただくという大きな目的がありますので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

荒牧委員長 具体的な作業としての集約の問題については、次回以降にまた繰り返し議論をさせていただきたいと思いますので、皆さんそれぞれご意見があるでしょうけれども、また補足的なものがあれば、先ほどの、これまでやってきましたように、文書とか、いろんな手法を使ってまず事務局に挙げていただいております、そういうものが反映できるようにしていただければありがたいと思いますが、そういう形で進めさせてもらってよろしいですか。

それでは、（３）の議題として挙げておきました住民意見の反映方法については、3回以降のところ、またまとめた上で議論をしましょうということにしたいと思います。

それで、次回委員会については、先ほど議論がありましたように、この第3回以降の現状認識と、それから価値観認識、共有化というところの作業のプロセスの中で、またどういうふうな手順でやるかということも含めて議論したいと思いますので、これはこのままで、ちょっとまだ決定ではないという形で、一つの案としてお持ちいただいております。よろしいでしょうか。

それでは、これで第2回は終わりにして、事務局から第3回目の日程等についてお話をいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

事務局（竹下） それでは、先ほどの資料 - 5 の裏をごらんいただければと思います。次回の委員会の日程が表記されているかと思います。早速間違っていまして申しわけないんですけれども、日時が来年でございます。平成16年1月22日午後1時半から4時、場所はルネッサンスホテル創世でございます。

以上でございます。

荒牧委員長 ほかに特に皆さん方でご意見がありましたらお願いします。

桑子委員 日程の中の時間ですけれども、前回も少し延びましたよね。ですから、1時半から5時までにしていただいております、休憩の時間をとっていただけたらと思います。

荒牧委員長 皆さん、よろしいですか。それでよければ、1時半から5時までにして、中に休憩を入れましょう。今日はとめる場所がなかったので、皆さんの意見を全部一通り聞いてからと思ったものですから、こういう運営になってしまいました。申しわけありません。

それでは、次回からは5時までと明示しておいていただいた上で、中で休憩をとるという運営にしたいと思います。

ほかに特に意見はありますか。

宮地委員 筑後の中村所長と、それから調査課長にお礼を申し上げたいと思うのですが、参考資料として筑後川大百科を皆さんに配っていただきありがとうございました。私もこの委員の端くれをやらせていただいたんですが、ただ、皆さんお読みいただいて、何でもこの程度で大百科というようなご意見もあろうかと思えますけれども、これは短い時間で非常に苦労してつくられたので、私、しょっちゅう文句ばかり言っておったんですけれども、そういうことと、それからこれをこの委員会に配られた趣旨は、私の考えるところでは、多分、筑後川下流平野では筑後川と向こうのうちでは矢部川とが相関関係、そしてクリーク。佐賀の場合は、筑後川と域内の中小河川、つまりこれは城原もそうなんですけれども、そういう形とクリークやえご、そういうものの相関関係を一応それなりに短い時間の中で要領よくまとめてありますので、そのようなつもりでござんいただければ幸いです。

筑後川河川事務所の方、非常にご苦労さまでした。ありがとうございました。

荒牧委員長 それでは、特に委員の方からの意見がないようでしたら事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

## 6 . 閉 会

事務局(竹下) 本日は、皆様、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして本日の第2回城原川流域委員会を終了させていただきます。皆様、ご苦労さまでございました。